

## 平成31年第1回江差町議会定例会資料

資料1：新栄テレビ中継局バッテリー充電器等修繕事業【承認第1号関係】	…P	1
資料2：北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表【承認第2号関係】	…P	2
資料3：プレミアム付商品券事業の概要【議案第1号関係】	…P	4
資料4：北の江の島“魅力・賑わい”創出モデル事業の概要【議案第6号関係】	…P	5
資料5：まちづくりカフェ活動拠点整備事業・まちづくり人材育成プロジェクト事業 【議案第6号関係】	…P	6
資料6：養護老人ホーム建設事業補助【議案第6号関係】	…P	8
資料7：緊急通報システムセンター装置更新事業【議案第6号関係】	…P	9
資料8：江差町子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の概要【議案第6号関係】	…P	10
資料9：水堀排水機場長寿命化対策の概要【議案第6号関係】	…P	18
資料10：陣屋地区小規模治山事業【議案第6号関係】	…P	19
資料11：北海道江差観光みらい機構運営支援事業について【議案第6号関係】	…P	20
資料12：町道南ヶ丘団地22号通り道路改良工事及び砂川4号通り道路改良工事の概 要【議案第6号関係】	…P	21
資料13：江差1号枝線污水管渠新設工事及び町道南ヶ丘小学校線道路改良工事の概要 【議案第6号関係】	…P	22
資料14：江差町管内橋梁長寿命化について【議案第6号関係】	…P	23
資料15：除雪ドーザー購入の概要【議案第6号関係】	…P	24
資料16：陣屋川整備の概要【議案第6号関係】	…P	25
資料17：町営住宅陣屋団地受水槽ポンプ室等配管改修工事概要調査業務概要【議案第 6号関係】	…P	26
資料18：町営住宅陣屋団地消防設備改修工事概要【議案第6号関係】	…P	27
資料19：町営住宅長寿命化対策（南が丘第4団地耐力度調査・外壁他屋根改修工事）概 要【議案第6号関係】	…P	28
資料20：新陣屋団地建設工事概要【議案第6号関係】	…P	29
資料21：空き家解体補助事業の概要【議案第6号関係】	…P	30
資料22：災害備蓄品整備事業の概要【議案第6号関係】	…P	31
資料23：江差北中学校体育館屋根・外壁改修工事等の概要【議案第6号関係】	…P	32
資料24：2019京都大学交響楽団演奏会の概要【議案第6号関係】	…P	33
資料25：消費税改正に伴う関係条例の整理条例の制定に伴う関係条例新旧対照表【議 案第18号関係】	…P	34
資料26：超過勤務の上限等に関する措置について【議案第19号関係】	…P	62

資料27：江差町職員の自己啓発等休業に関する条例新旧対照表【議案第20号関係】	…P64
資料28：江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表【議案第21号関係】	…P66
資料29：江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要【議案第22号関係】	…P69
資料30：江差町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表【議案第23号関係】	…P81
資料31：公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要（江差追分会館・江差山車会館）【議案第24号関係】	…P82
資料32：公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要（江差町文化会館）【議案第25号関係】	…P83
資料33：公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要（江差町漁船等上架施設）【議案第26号関係】	…P84
資料34：公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要（江差町漁村センター）【議案第27号関係】	…P85
資料35：公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要（江差港マリーナ）【議案第28号関係】	…P86
資料36：公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要（江差町歴史的まちなみ交流館壱番蔵）【議案第29号関係】	…P87
資料37：国・道への要望等状況一覧（12月～2月）	…P88

## 新栄テレビ中継局バッテリー充電器等修繕事業

### 【補正理由】

- ・ 2月8日に発生した下記機器故障について、テレビ放映に支障がでないよう緊急対応が必要であったことから専決処分（補正）を行ったもの。

### 【事業概要】

- ① バッテリー充電器電源ユニット故障取替
- ② 電源ユニット用ファン故障取替
- ③ 蓄電池の電圧低下による強制充電対応等

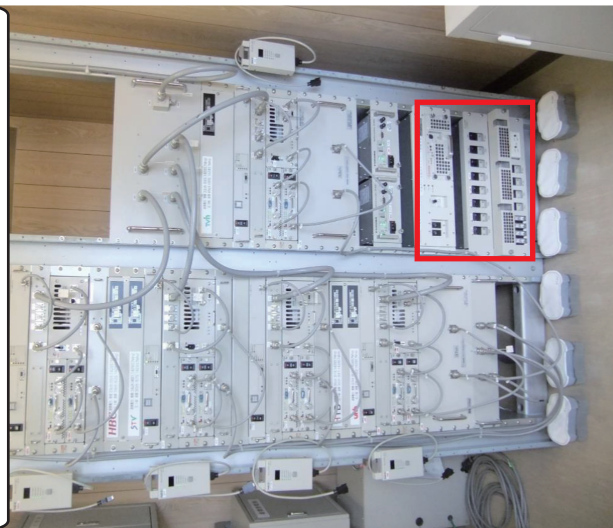
### 【該当箇所】

江差新栄デジタルテレビ中継局（江差町字東山230）

### 【事業費】

計 989千円（総務費・総務管理費・住民運動対策費）

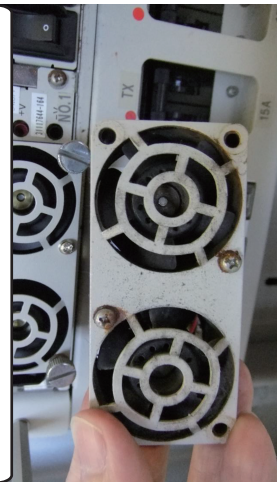
江差新栄デジタルテレビ中継局放送装置



① バッテリー充電器電源ユニット



② 電源ユニット用ファン



③ 蓄電池強制充電対応



北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表

新 規 約 案	現 規 約																																
<p>第 5 章 雑則 (事務の受託)</p> <p>第 1 4 条 組合は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。 (管理者への委任)</p> <p>第 1 5 条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。 附 則 号指令)</p> <p>1 この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。</p> <p>2 北海道市町村総合事務組合規約（平成 7 年 3 月 7 日市町村第 1 9 7 3 号指令）は、廃止する。</p>	<p>第 5 章 雑則</p> <p>第 1 4 条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。 附 則 (略)</p>																																
<p>別表第 1（第 2 条関係） 組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管内</th> <th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩振興局（1 2）</td> <td>市町村・一部事務組合及び広域連合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合（略）</td> </tr> <tr> <td>檜山振興局（1 1）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 檜山広域行政組合、江差町ほか 2 町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局（1 2）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合</td> </tr> <tr> <td>十勝総合振興局（2 4）</td> <td>(略) 南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合（略）</td> </tr> </tbody> </table>	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局（1 2）	市町村・一部事務組合及び広域連合	(略)	(略) 石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合（略）	檜山振興局（1 1）	(略)	(略)	(略) 檜山広域行政組合、江差町ほか 2 町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合	胆振総合振興局（1 2）	(略)	(略)	(略) 胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合	十勝総合振興局（2 4）	(略) 南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合（略）	<p>別表第 1（第 2 条関係） 組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支庁名</th> <th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩振興局（1 5）</td> <td>市町村・一部事務組合及び広域連合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合（略）</td> </tr> <tr> <td>檜山振興局（1 1）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 檜山広域行政組合、江差町ほか 2 町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局（1 2）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 胆振東部消防組合、西胆振消防組合</td> </tr> <tr> <td>十勝総合振興局（2 5）</td> <td>(略) 南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合（略）</td> </tr> </tbody> </table>	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局（1 5）	市町村・一部事務組合及び広域連合	(略)	(略) 石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合（略）	檜山振興局（1 1）	(略)	(略)	(略) 檜山広域行政組合、江差町ほか 2 町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合	胆振総合振興局（1 2）	(略)	(略)	(略) 胆振東部消防組合、西胆振消防組合	十勝総合振興局（2 5）	(略) 南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合（略）
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合																																
石狩振興局（1 2）	市町村・一部事務組合及び広域連合																																
(略)	(略) 石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合（略）																																
檜山振興局（1 1）	(略)																																
(略)	(略) 檜山広域行政組合、江差町ほか 2 町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合																																
胆振総合振興局（1 2）	(略)																																
(略)	(略) 胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合																																
十勝総合振興局（2 4）	(略) 南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合（略）																																
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合																																
石狩振興局（1 5）	市町村・一部事務組合及び広域連合																																
(略)	(略) 石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合（略）																																
檜山振興局（1 1）	(略)																																
(略)	(略) 檜山広域行政組合、江差町ほか 2 町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合																																
胆振総合振興局（1 2）	(略)																																
(略)	(略) 胆振東部消防組合、西胆振消防組合																																
十勝総合振興局（2 5）	(略) 南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合（略）																																





## プレミアム付商品券事業の概要

≪平成30年度予算額 1,053 千円≫

職員手当 90 千円、共済費 44 千円、賃金 294 千円、旅費 174 千円

需用費 205 千円、役務費 246 千円

財源:全額国庫補助金

### 1. 事業目的

消費税・地方消費税の 10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とします。

### 2. 購入対象者

(1) 2019 年度住民税非課税者（課税基準日 2019 年 1 月 1 日）

※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除きます。

(2) 3 歳未満の子が属する世帯の世帯主（基準日は、2019 年 6 月 1 日を想定）

### 3. 制度概要

(1) 利用可能額

① 上記 2 (1) の該当者 利用可能額 2.5 万円（購入額 2 万円）

② 上記 2 (2) の該当者 利用可能額 2.5 万円（購入額 2 万円）× 3 歳未満の子の数

※販売単位は、利用可能額 5 千円（購入額 4 千円）とし、当該販売単位により、商品券の購入者の希望に応じ、①の該当者は、5 回まで ②の該当者は、5 回に子ども数を乗じた数

(2) 割引率 20%（プレミアム補助額 5 千円）

(3) 使用想定期間 2019 年 10 月～2020 年 3 月までの間

(4) 取扱事業者 江差町内で営業する店舗から公募

購入例 非課税者の父母、3 歳未満の子一人の世帯の場合は？

※夫婦子いずれも住民税課税者の控除対象となっていないものとします。

⇒非課税者として、父母子 3 人分、子育て世帯主分として父に子 1 人分が購入可能となり、利用可能額 10 万円（購入額 8 万円）購入となります。

### 4. 事業スケジュール

日 程	主 な 内 容
6 月	・住民税非課税者に購入希望申請を促すための広報活動準備 ・3 歳未満児子育て世帯主の抽出
7 月～8 月	・住民税非課税者の広報活動実施、購入希望申請受付⇒届き次第、順次審査 ・購入引換券の作成、送付準備
9 月～	・購入引換券発送開始
10 月～2 月	・購入引換券を提示し商品券販売
10 月～3 月	・商品券の利用、換金処理

## 北の江の島 “魅力・賑わい” 創出モデル事業の概要

＜所管課：まちづくり推進課＞

【総事業費】 7,894千円 【助成予定額】 3,900千円（事業費の1/2以内）

【内 訳】

- ・まちづくり推進課所管 1,799千円 ・財政課所管 4,877千円
- ・健康推進課所管 187千円 ・社会教育課所管 1,031千円

### 地域づくり総合交付金制度の概要

北海道地域振興条例に基づき地域の創意と主体性に基づき地域の特性や優位性を生かした取組の推進を図るため、市町村等が実施する地域課題の解決や地域活性化として取り組む各種の事業について、予算の範囲内において交付金を交付する制度である。

ソフト系事業 上限500万円（下限50万円）

助成額の算定 事業費の1/2以内

### 事業の目的

北の江の島構想のスタートアップ事業として各種ソフト事業を展開し、かもめ島、開陽丸（マリーナ）周辺の賑わい創出を図り、住民の憩いや交流人口の拡大、さらには、北の江の島を「構想」から「実行」へ推進していく。

### 各種ソフト事業

＜まちづくり推進課所管＞

- ① 恋する灯台PR推進事業（478千円） ②マリンスポーツ推進事業（609千円）
- ③ こどもマリントレーニング教室（97千円） ④海の家運営事業（493千円） ⑤職員旅費（122千円）

＜健康推進課所管＞

- ① 学びと健康！かもめ島周遊ノルディックウォーキング大会運営事業（187千円）

＜財政課所管＞

- ① えさしマリナーズ運営事業（4,877千円）

＜社会教育課所管＞

- ① えさしアミューズSEAフェスタ（1,031千円）



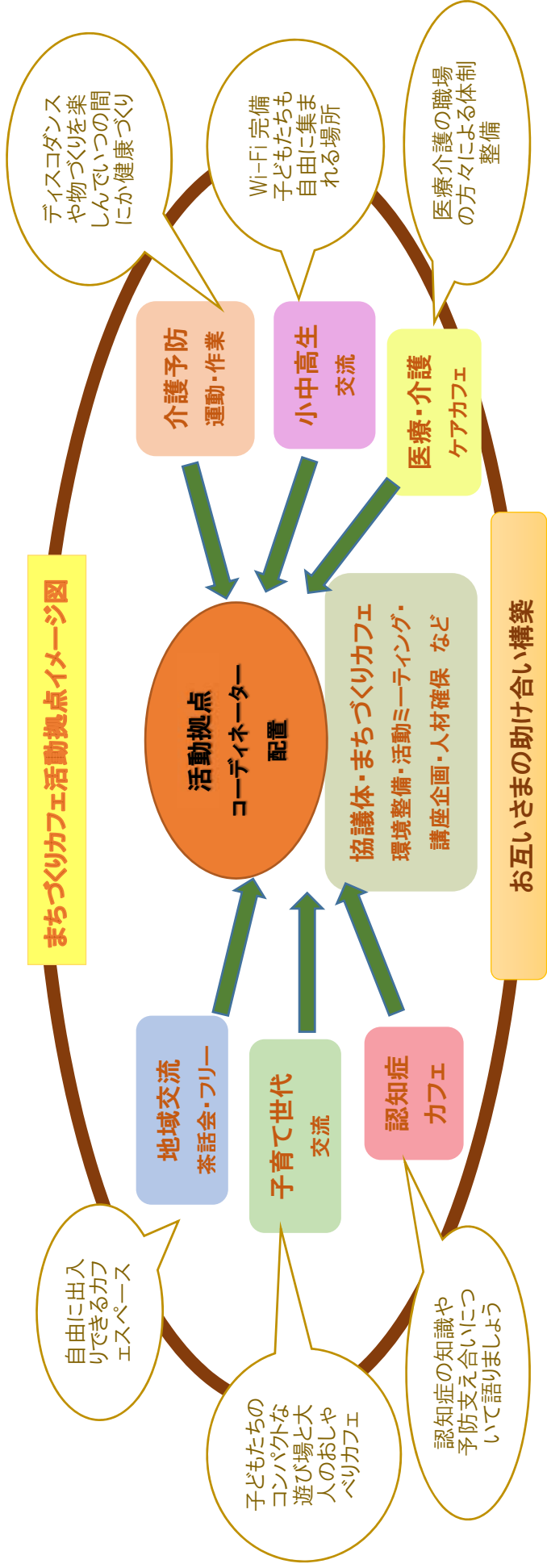
# まちづくりカフェ活動拠点整備事業・まちづくり人材育成プロジェクト事業

総事業費 まちづくりカフェ活動拠点整備事業 2,000千円  
 まちづくり人材育成プロジェクト事業 982千円

事業概要 まちづくりカフェ活動拠点整備事業については、「まちづくりカフェ」が4年目を迎え、より町民が主体となり、地域の互助力を強化するためには活動拠点の確保が必要であり、江差ならではの特性を盛り込んだ内容で、一堂に会することができるところにて多様な事業を展開していくことにより、地域全体での高齢者等の生活を支える体制づくりの推進を図るため、活動拠点の整備を行うものです。

まちづくり人材育成プロジェクト事業については、町内の技術者から子どもたちへの木工細工等の講座を行い、地域資源の価値に触れ、江差の地域資源の保存・伝承も併せて行っていきます。

両事業を並行して推進していくことで、地域包括ケアシステムの中核となる生活支援体制が多世代で構築していくことを目指し事業を展開していきます。



各集合体における活動予定内容

	まちづくりカフェ活動拠点整備事業	まちづくり人材育成プロジェクト事業
協議体・まちづくりカフェ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コーディネーターを配置</li> <li>○活動時間:平日開催予定</li> <li>○活動拠点の環境整備(まちづくりカフェメンバーが中心となり、子どもから大人まで呼びかけを行い、環境づくりを住民主体で行う) ※H31.7月頃までに</li> <li>○まちづくりカフェ開催 ○各種講座企画 ○人材確保・登録・マッチング機能構築</li> <li>○まちづくりカフェにて生活支援体制についてプロジェクトチームの活動ミーティング開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木工細工講座開催(テーパーブル・イス・カウンタ―等)</li> <li>○まちづくりカフェ開催</li> <li>○まちづくりカフェプロジェクトチーム活動参加</li> </ul>
地域交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年4回程度開催予定</li> <li>○カフェスペースを開放し、誰でも立ち寄り、おしゃべりができる環境</li> <li>○講座等への開催を機会に地域の方々の交流を進める</li> <li>○若い世代にも場所提供を行い、多世代で交流できる企画を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木工講座やその他講座に中高生を参集し、地域の方々と交流の機会をつくる</li> <li>○誰もが立ち寄りやすいカフェスペースのPR方法等を高中生に考案する機会を提供し、地域の中に子供たちの役割を見出す</li> </ul>
介護予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H31.9月頃よりスタート ※週2回開催予定(火・水)</li> <li>○運動や物づくりを通して、介護予防(サロン)を展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まちづくりカフェ開催時に、介護予防やサロン化について検討の際、子どもたちの視点で意見を提案してもらう。大人の中で、発言する力や考えの力を育む</li> </ul>
子育て世代交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流時間:平日開催予定</li> <li>○幼少期の子どもが座って遊べる場所の環境整備</li> <li>○子育てママやパパが子供たちの様子を見ながら、おしゃべりできるカフェ(育児の悩みを子育て世代同士で話せる環境)</li> </ul>	
小中高生交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動時間:平日開催予定 ○Wi-Fi環境整備</li> <li>○悩みごとも大人に相談できる環境を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校終了後に小中高を通して、子どもたちが地域の人たちと関わり、地域との繋がりを強める</li> <li>○学校の宿題や勉強についても相談し合える環境の構築</li> </ul>
認知症カフェ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域全体で認知症への知識を深めることや、予防について話せるカフェを開催</li> <li>○年4回程度開催</li> </ul>	
医療・介護(ケアカフェ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎月1回(第3木曜日)</li> <li>○医療介護の職場に勤務する職員が毎月のテーマに沿って話し合い、関係性を深め、連携体制を強化</li> <li>○合同カフェ企画</li> </ul>	



## 養護老人ホーム建設事業補助

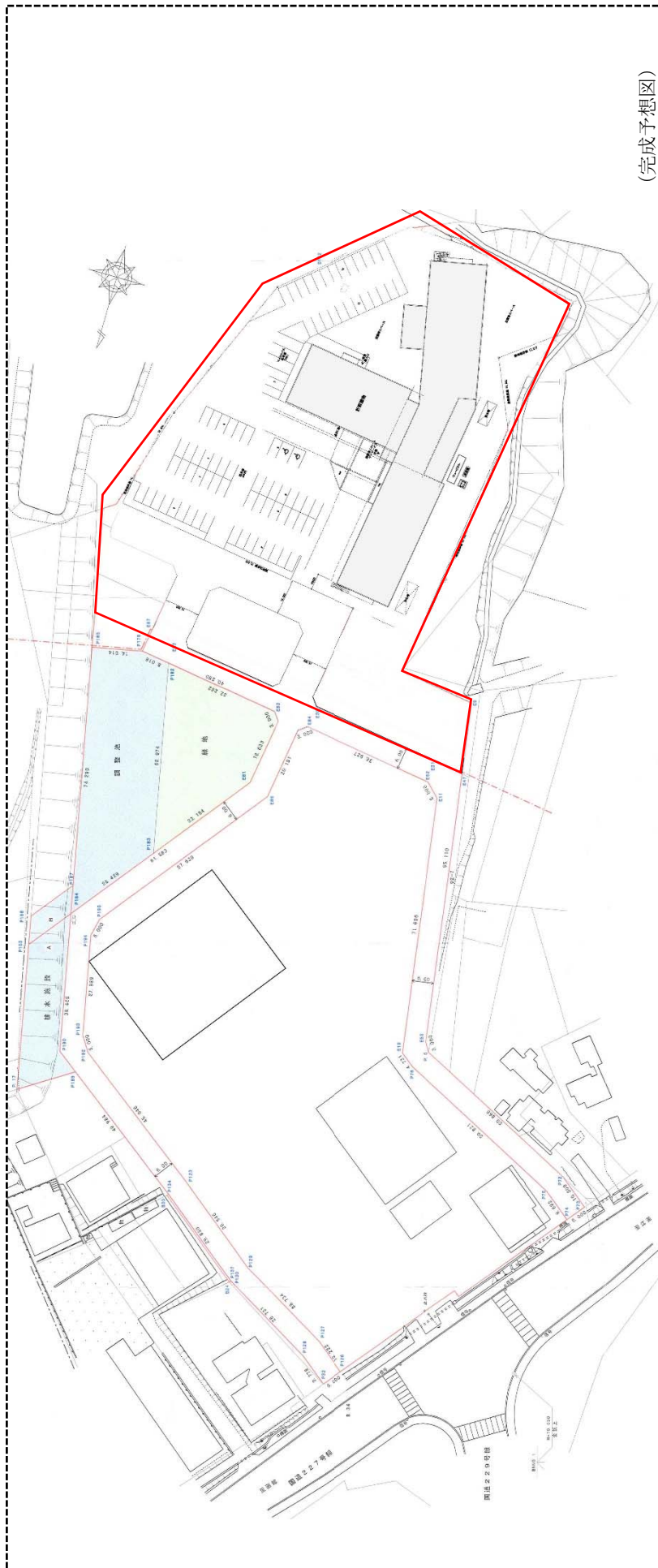
### 【事業概要】

「町立養護老人ホームひのき荘」の移管先である「社会福祉法人雄心会」が柳崎町にて新たに建設する養護老人ホームの建設工事費や設備品費に対して、平成30～31年度にて補助を行うものである。

※ 北海道補助金の年度毎の補助比率に準拠。

### 【補助金額】

平成30年度	36,500千円	(10%)
平成31年度	393,500千円	(90%)
合 計	430,000千円	



(完成予想図)

# 緊急通報システムセンター装置更新事業

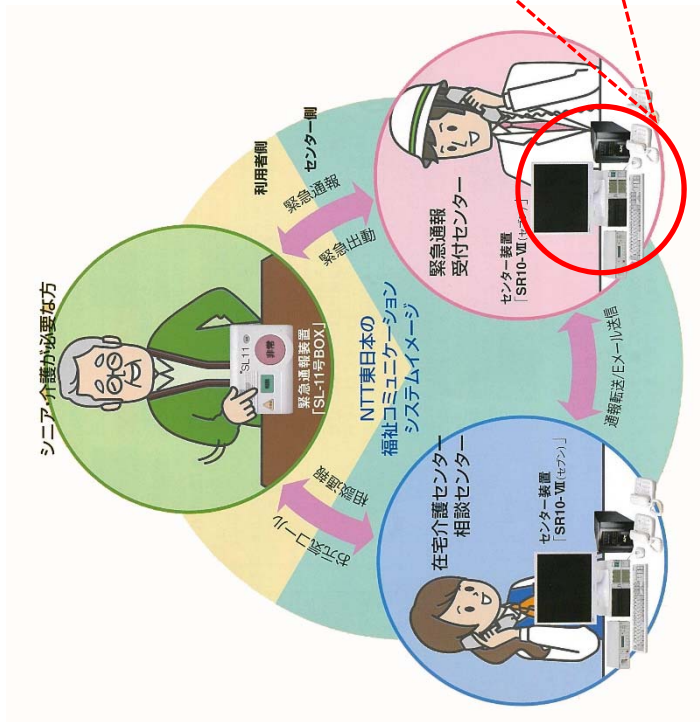
【総事業費】 3,930千円

【事業概要】 現在、江差消防署に設置してある「緊急通報システム受信処理装置」が、

平成31年度中で耐用年数10年を超えるため機器の更新を行う。

※ H31.2.1現在 発信装置設置戸数 全99戸（住宅76戸、道営シルバールーム14戸、町営シルバールーム9戸）

(システムイメージ図)



## 江差町「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

## 「子どもと子育て家庭の生活実態調査」 調査結果概要（速報版）

## 1. 調査の概要

町は、平成32年度より始まる「第2期江差町子ども・子育て支援事業計画」と「第1期江差町子どもの未来応援計画（江差町子どもの貧困対策推進計画）」の策定にかかる基礎データを得るために、子育てに対する支援のニーズや意識を把握するための「子ども・子育てニーズ調査」、子育て家庭における生活実態や意識を把握するための「子どもと子育て家庭の生活実態調査」のアンケート調査を実施しました。

現在、今年度末の調査結果報告書完成に向けて最終的な集計・分析作業を進めているところですが、今回、その調査結果概要がまとまりましたので速報としてお伝えします。

## 2. 調査の方法・対象

## ■ 調査期間

平成30年12月11日～平成31年1月25日

## ■ 調査対象者・配布数・回収数

## 子ども・子育てニーズ調査

調査対象者	調査方法	配布数	回収数（率）
小学校入学前児童保護者	郵送及び各幼稚園・保育所による配布、回収調査	203	152（74.9%）
小学生保護者	各学校による配布、回収調査	157	133（84.7%）
計		360	285（79.2%）

## 子どもと子育て家庭の生活実態調査

調査対象者	調査方法	配布数	回収数（率）
小学5年生生徒	各学校による配布、回収調査	63	56（88.9%）
小学5年生生徒保護者		61	55（90.2%）
中学2年生生徒		57	57（100.0%）
中学2年生生徒保護者		47	47（100.0%）
高校2年生生徒		41	30（73.2%）
高校2年生生徒保護者		38	28（73.7%）
計		307	273（88.9%）

## ※調査結果の見方

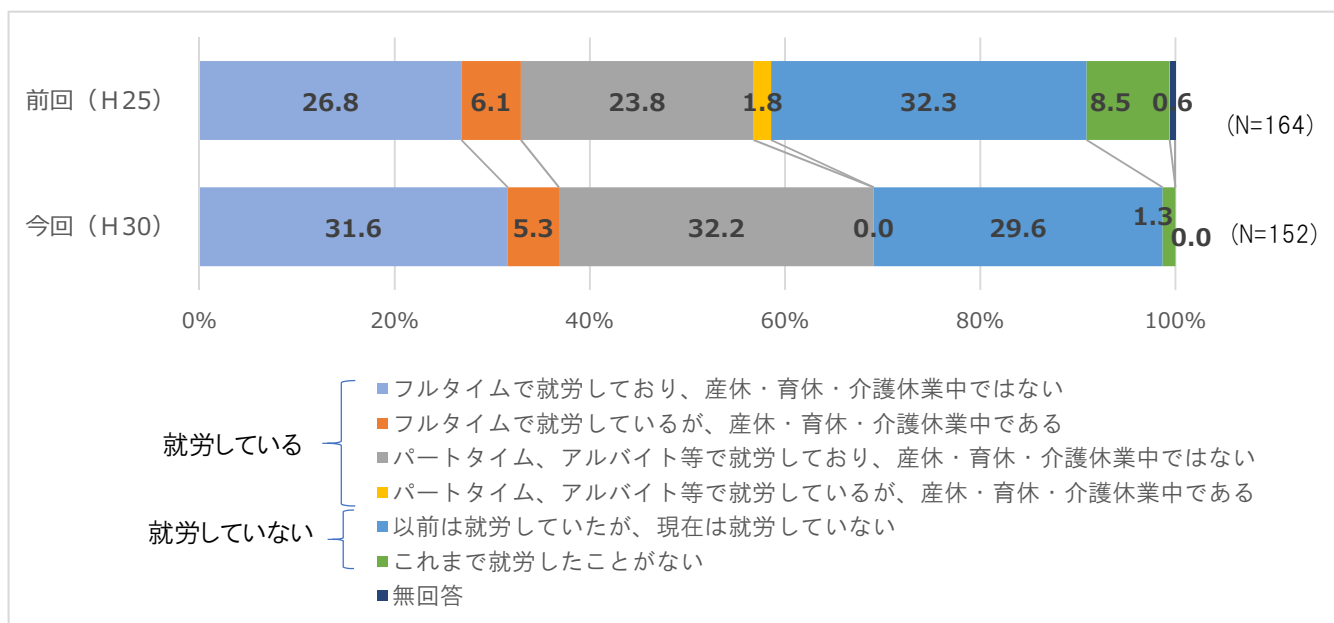
- ・回答結果の割合（%）は、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- ・グラフ及び表の「N」は、集計対象者数を表しています。
- ・設問ごとの回答の有無により、全体集計とクロス集計の「N」が一致しない場合があります。



# 子ども・子育てニーズ調査（小学校入学前児童保護者） 速報値

## 1 保護者の就労状況（母親）

・問 11 保護者の現在の就労状況を伺います。（母親）

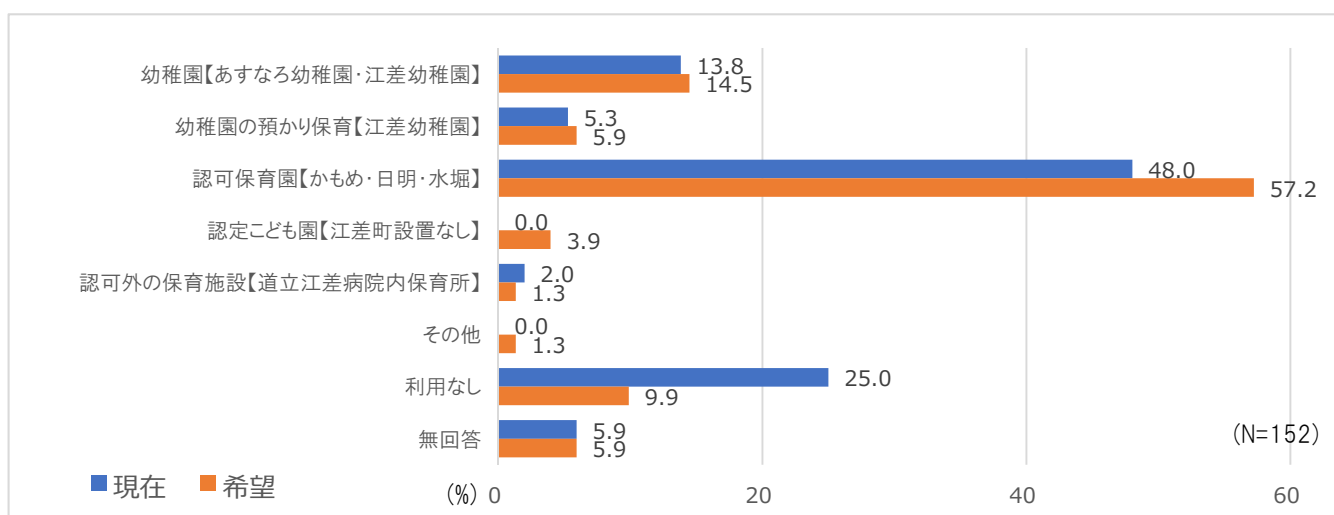


前回調査（H25）では、「就労している」の合計が 58.5%、「就労していない」の合計が 40.8%に対し、今回調査では、フルタイム就労者、パートタイム・アルバイト就労者いずれも増加し、「就労している」の合計が 69.1%、「就労していない」の合計が 30.9%となっています。就労率の増加にともない、子育て支援のニーズも高くなっていると考えられます。

## 2 定期的な教育・保育の事業の利用状況と利用希望

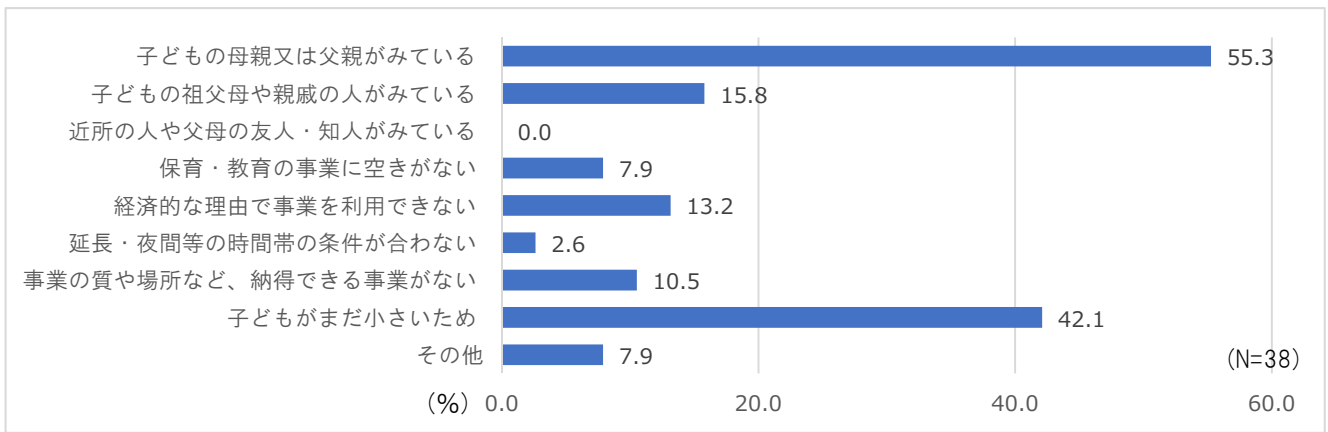
・問 14-1 【現在】お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。

・問 15 【希望】今後、3歳児以降の保育料が無償化（条件あり）となった場合、どの事業を利用したいですか。



現在、教育・保育の事業を利用していない人の無償化時の希望	人数 (人)	割合 (%)
幼稚園	3	7.9%
認可保育園	16	42.1%
認定こども園	3	7.9%
その他	1	2.6%
利用希望なし	15	39.5%
全体	38	100%

・問 14-4 【定期的な教育・保育の事業を利用していない場合】利用していない理由（複数回答可）

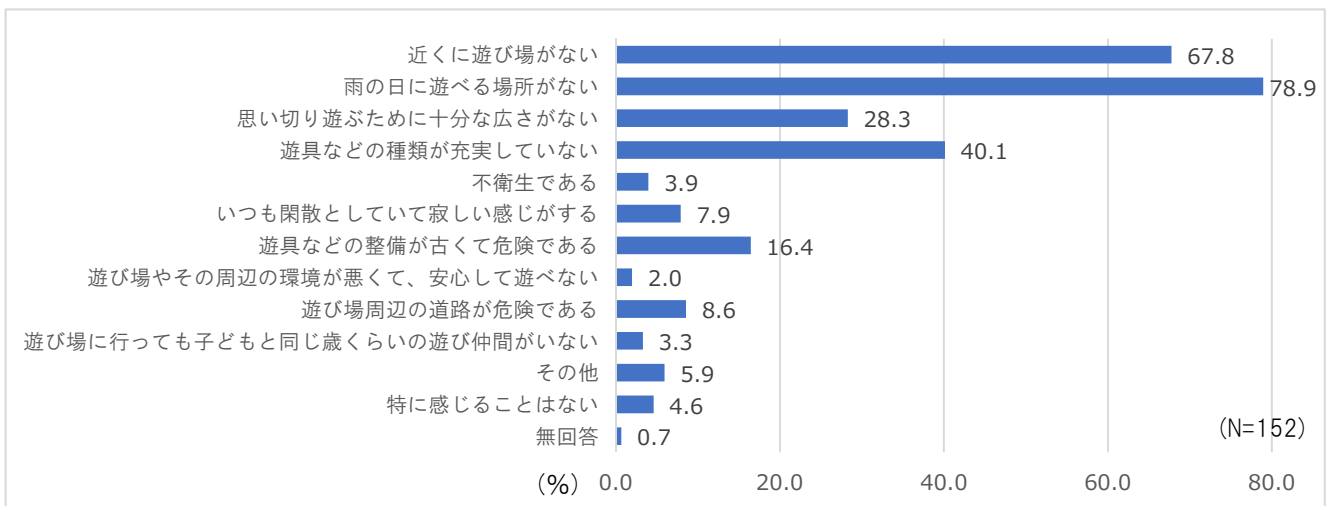


教育・保育事業の利用状況と希望（無償化時）について、現在利用していない人の「保育園」への利用意向が高くなっていますが、その他の利用者は現在、おおむねニーズを満たしていると考えられます。

また、現在、教育・保育の事業を利用していない具体的な理由について、「子どもの母親又は父親がみている」という家庭が半数以上となっています。

### 3 遊び場のニーズ

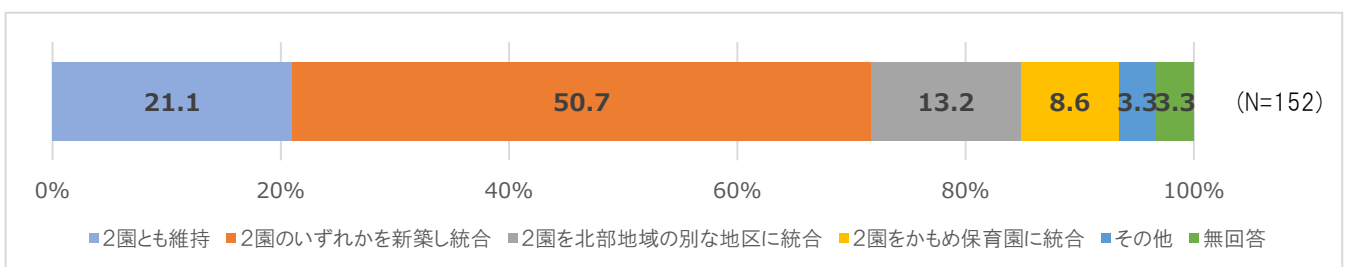
・問 30 江差町の子どもの遊び場について、日頃感じていることはありますか（3つまで回答可）



遊び場のニーズは、「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く、ついで「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」が多く回答されています。

### 4 北部地域の町立保育園（日明・水堀）について

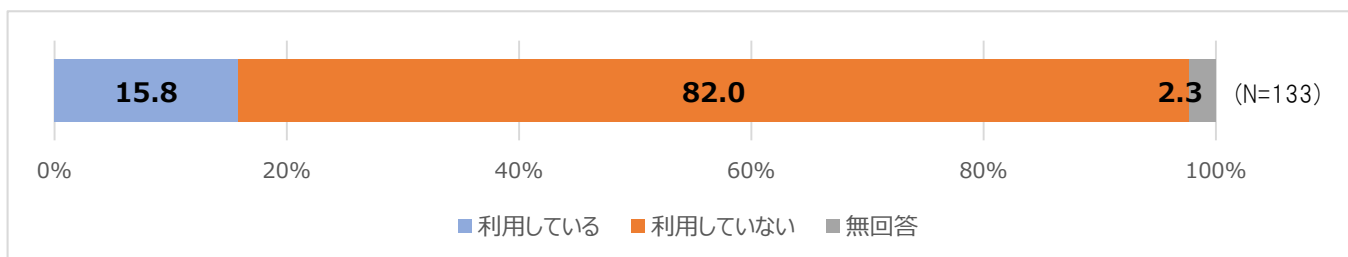
・問 31 北部地域の町立保育園（日明・水堀）の今後のあり方について、適切だと思われるものをお答えください。



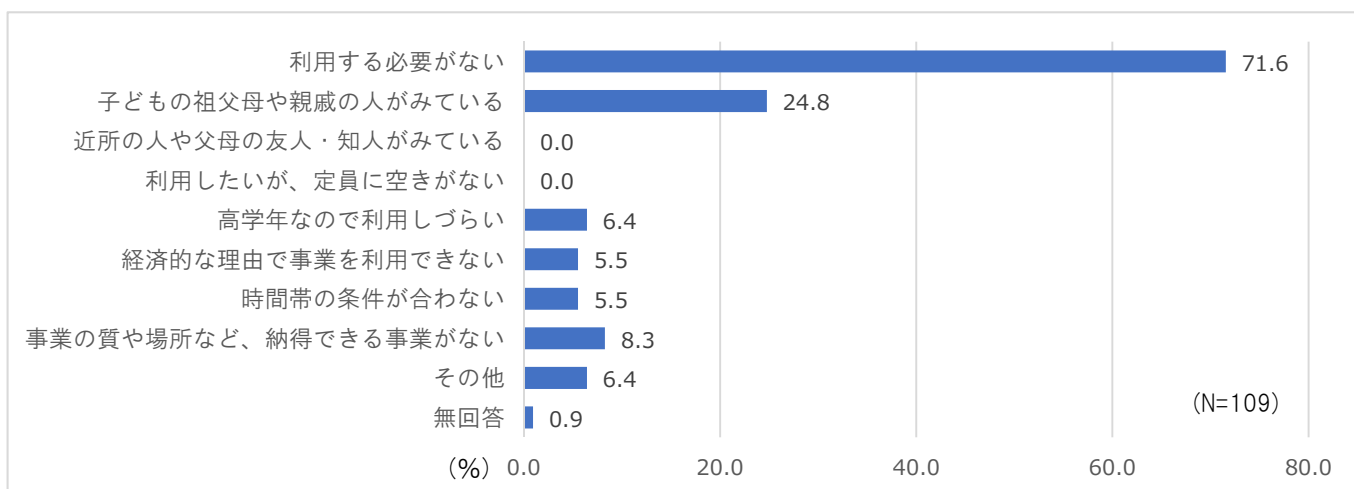
北部地域の町立保育園（日明・水堀）については、「2園のいずれかを新築し統合」が 50.7%、ついで「2園とも維持」が 21.1%となっています。

## 1 学童保育の状況

・問 11 お子さんは現在、学童保育を利用されていますか。



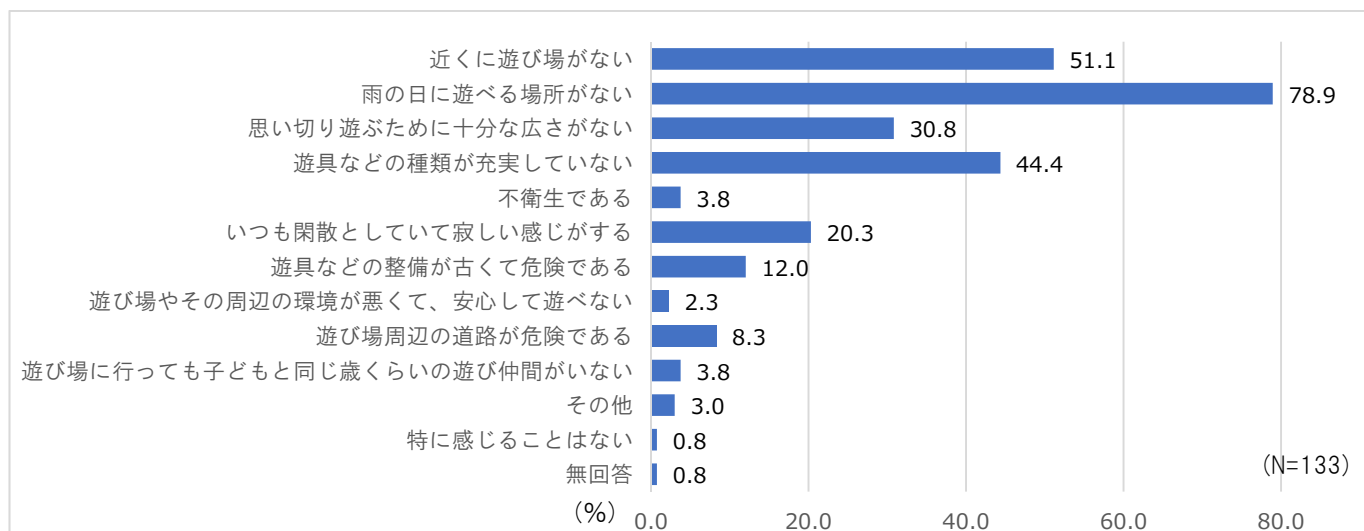
・問 12 【学童保育を利用していない場合】利用していない理由（複数回答可）



学童保育の利用率は 15.8%となっています。また、学童保育を利用していない理由については、「利用する必要がない」と感じている人が多く、ついで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が多くなっています。

## 2 遊び場のニーズ

・問 21 江差町の子どもの遊び場について、日頃感じていることはありますか（3つまで回答可）



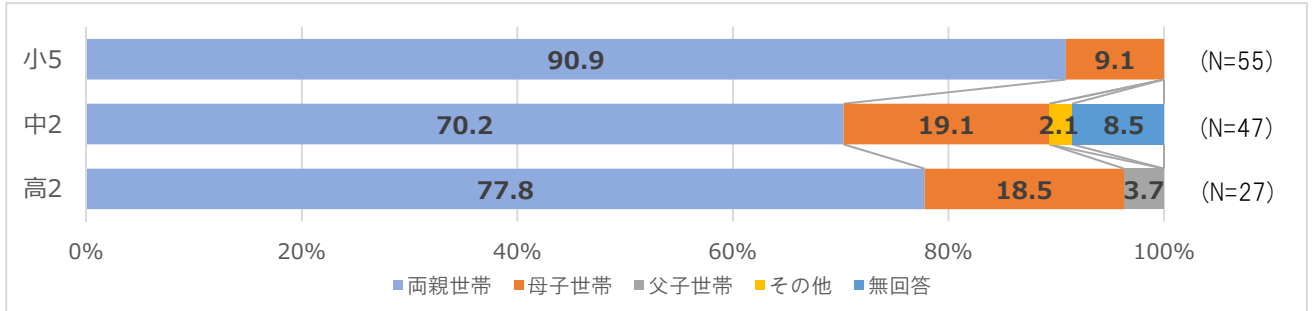
遊び場のニーズは、「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く、ついで「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」が多く回答されており、小学校入学前児童と同様の傾向となっています。

# 子どもと子育て家庭の生活実態調査 速報値

## 1 家族類型【保護者用】

・問 3-3 ご家族の家族形態について、もっとも近いものをお答えください。

合計 (小中高全体)	両親世帯		母子世帯		父子世帯		その他	無回答
	両親のみ	祖父母同居	親のみ	祖父母同居	親のみ	祖父母同居		
129	87	17	15	4	0	1	1	4
100.0	67.4	13.2	11.6	3.1	0.0	0.8	0.8	3.1



家族類型は、小中高全体では「両親のみが同居する両親世帯」が 67.4%、ついで「祖父母同居の両親世帯」が 13.2%となっています。祖父母同居も含めて「両親世帯」「母子世帯」「父子世帯」の割合を、子の学年別に見ると、小学生に比べて中高生の世帯においてひとり親世帯率が高くなっています。

## 2 生活困難世帯【保護者用】

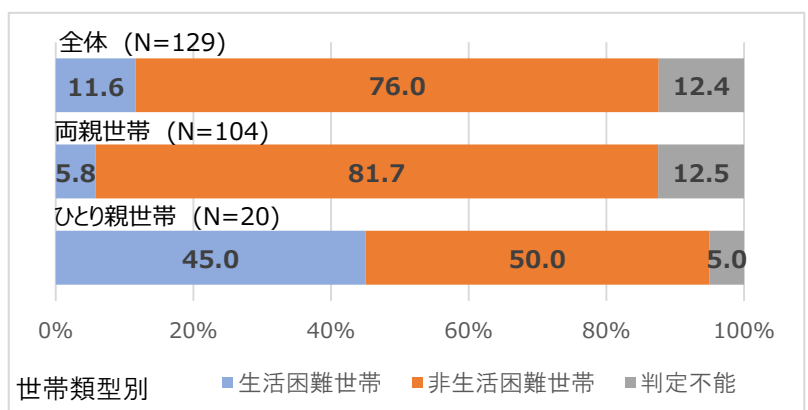
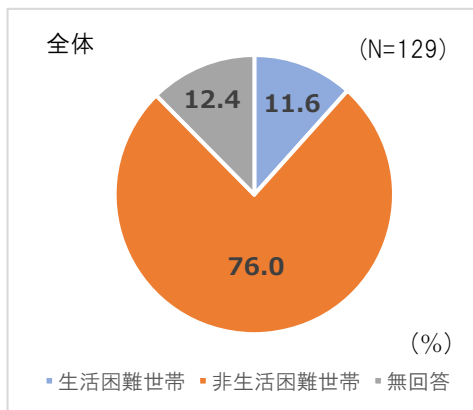
本調査では以下の2点のいずれも該当する世帯を「生活困難世帯」としています。

1. H27 国民生活基礎調査の「貧困線」（世帯収入と人員から算出した最低限の収入水準）を下回る世帯
2. 過去1年に、経済的な理由で公共料金や家賃の支払いや、必要な食料や衣料の購入ができなかった世帯

	合計	生活困難・非生活困難		
		生活困難世帯	非生活困難世帯	判定不能
全体	129	15	98	16
	100.0	11.6	76.0	12.4
両親世帯	104	6	85	13
	100.0	5.8	81.7	12.5
ひとり親世帯	20	9	10	1
	100.0	45.0	50.0	5.0

「判定不能」とは、条件1、2いずれも回答がなかった方

※条件1、2いずれかに該当する世帯を「生活困難世帯」とした場合、生活困難世帯は増加する可能性があります。



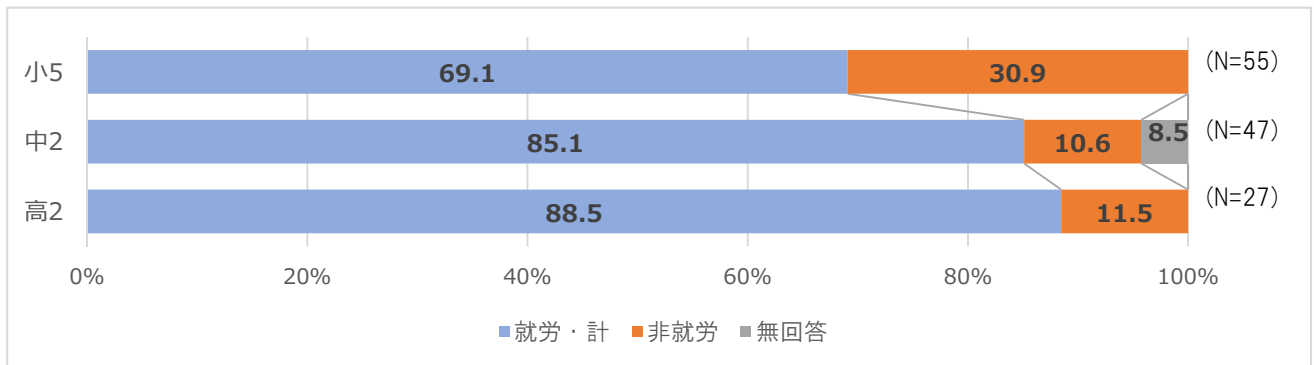
生活困難世帯は、全体では 11.6%となっています。世帯類型別にみると、ひとり親世帯における生活困難世帯の割合が 45.0%と特に高くなっています。

## 2 保護者（母親）の就労状況【保護者用】

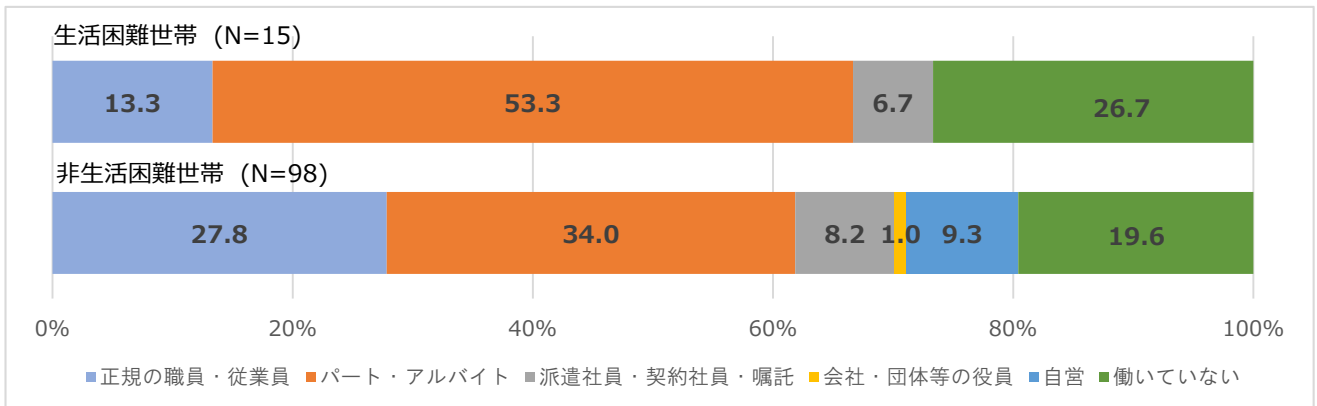
・問 4 お子さんのお母さんの現在の働き方をお答えください。

	合計	就労							非就労		無回答
		正規の職員・従業員	パート・アルバイト	派遣・契約・嘱託社員	会社・団体等の役員	自営	内職	その他	働いていない	わからない	
全体	128 100.0	32 25.0	49 38.3	10 7.8	1 0.8	9 7.0	0 0.0	0 0.0	25 19.5	0 0.0	2 1.6

母親の就労状況は、全体では「パート・アルバイト」が 38.3%、ついで「正規の職員・従業員」が 25.0%となっています。それぞれ就労状況を小計すると、全体では「就労」の合計が 78.9%、「非就労」の合計が 19.5%となります。



子の学年別に見ると、子の年齢が上がるにしたがって就労の割合が増加しており、子どもが中学生になると働きに出やすいという傾向があります。また、生活困難世帯と非生活困難世帯別に見ると、以下のように、生活困難世帯の「パート・アルバイト」の割合が高くなっています。

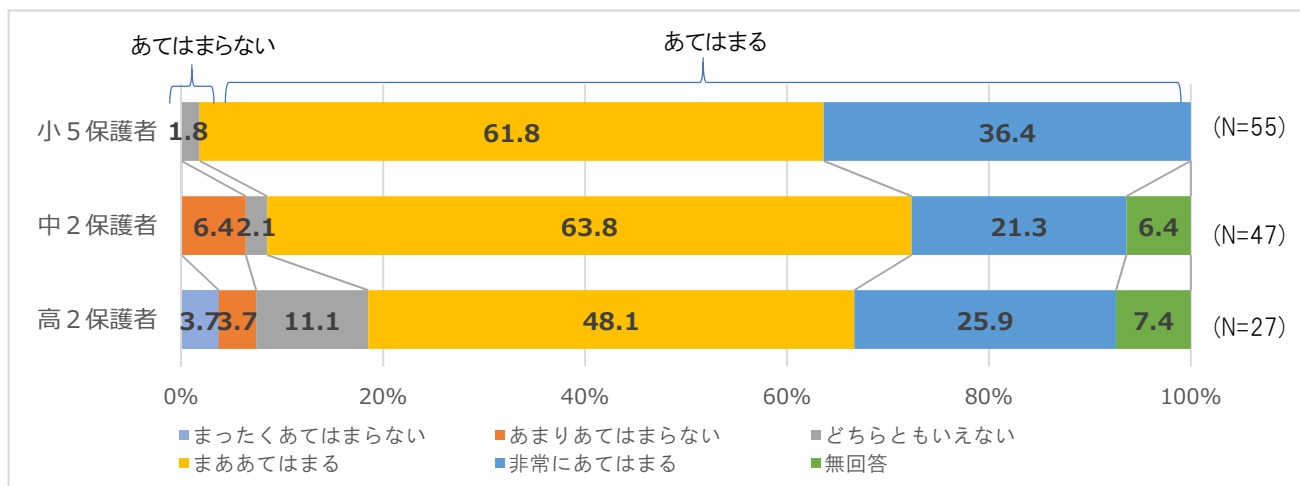


## 3 親子のコミュニケーション【保護者用】

・問 14 お子さんのことについて、どの程度あてはまりますか。 ②ふだんの活動について話し合う

	合計	親子のコミュニケーション ②ふだんの活動についてお子さんと話し合う					無回答
		まったくあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともいえない	まああてはまる	非常にあてはまる	
全体	129 100.0	1 0.8	4 3.1	5 3.9	77 59.7	37 28.7	5 3.9

親子のコミュニケーション（②ふだんの活動について話し合う）は、全体では「まああてはまる」が 59.7%、ついで「非常にあてはまる」が 28.7%となっています。それぞれを小計すると、全体では「あてはまる・計」が 88.4%、「あてはまらない・計」が 3.9%となります。



親子のコミュニケーション（②ふだんの活動について話し合う）を、子の学年別で見ると、子の年齢が上がるにしたがって、親子のコミュニケーションを十分取れていないと感じる傾向があります。

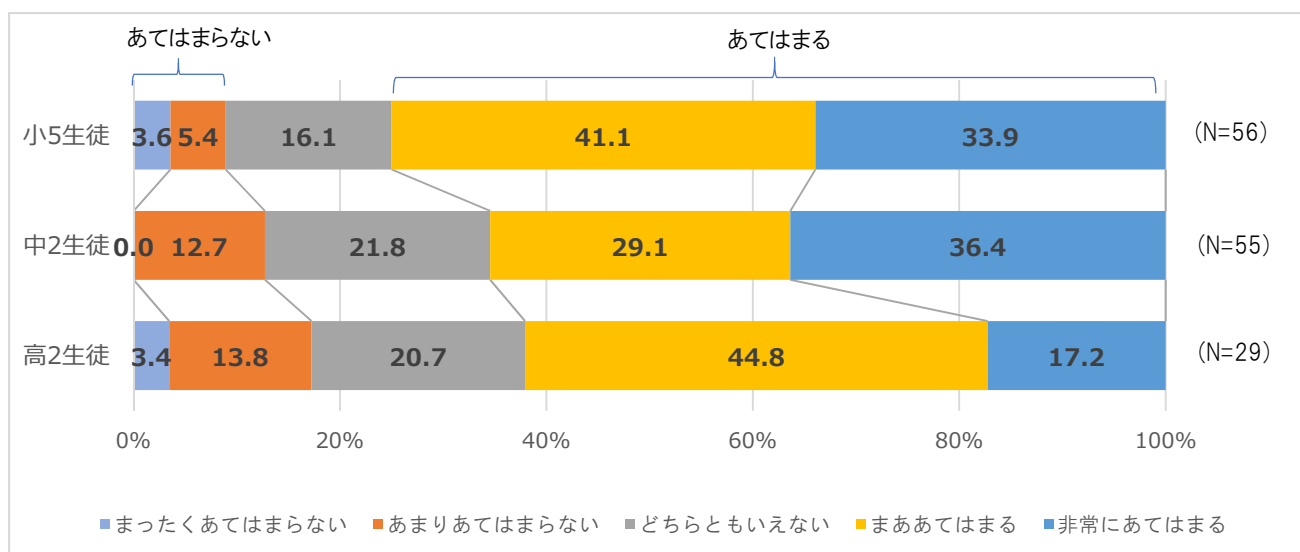
同様の設問について、【生徒用】の結果は以下の通りです。

#### 4 親子のコミュニケーション【生徒用】

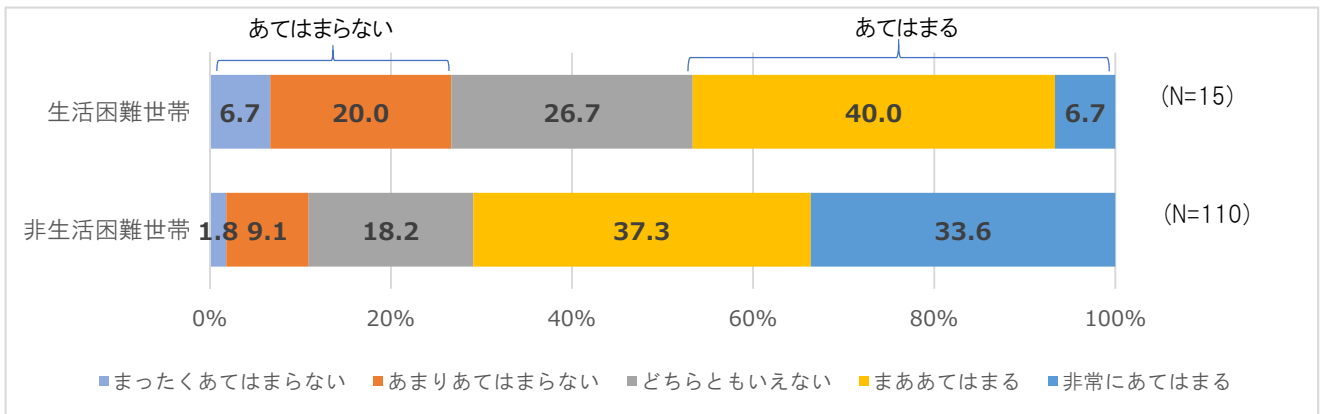
・問 16 あなたの親のことについて、どの程度あてはまりますか。 ⑤ふだんの活動について親は私と話し合う

	合計	親子のコミュニケーション ⑤ふだんの活動について親は私と話し合う					
		まったくあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともいえない	まああてはまる	非常にあてはまる	無回答
全体	140 100.0	3 2.1	14 10.0	27 19.3	52 37.1	44 31.4	0 0.0

親子のコミュニケーション（⑤ふだんの活動について親は私と話し合う）は、全体では「まああてはまる」が37.1%、ついで「非常にあてはまる」が31.4%となっています。それぞれを小計すると、全体では「あてはまる・計」が68.6%、「あてはまらない・計」が12.1%となります。



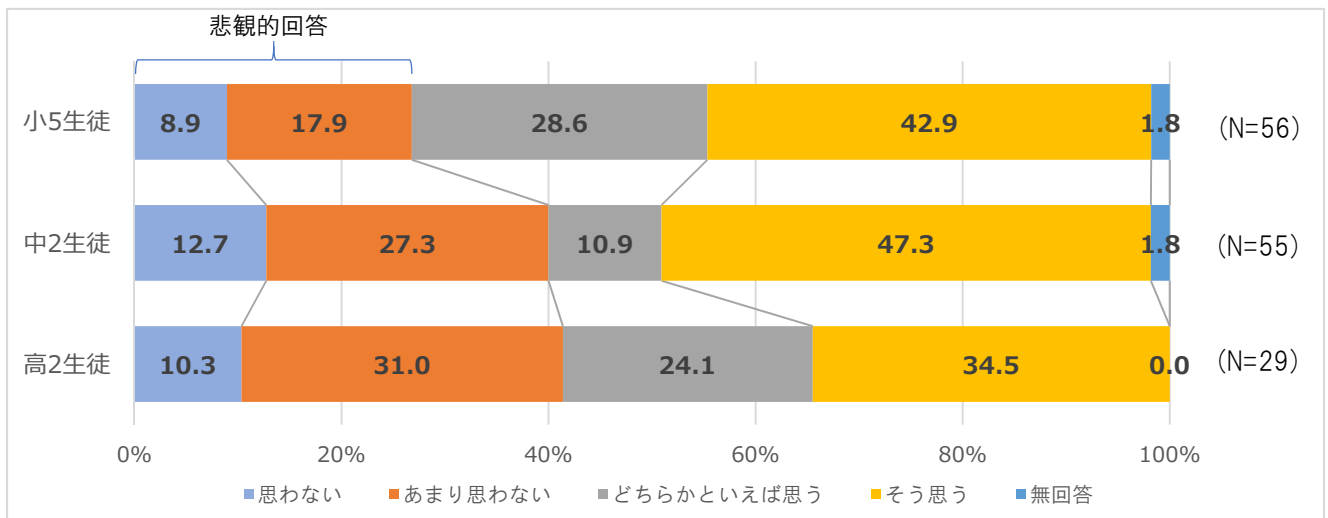
親子のコミュニケーション（⑤ふだんの活動について親は私と話し合う）を、学年別で見ると、年齢が上がるにしたがって、親子のコミュニケーションを十分取れていないと感じる子どもが増加する傾向があります。また、保護者と比較すると、子どもの方が、コミュニケーションが不足していると感じている傾向が見られます。



生活困難世帯と非生活困難世帯別に見ると、非生活困難世帯の子どもの「あてはまらない」の合計が 10.9%であるのに対し、生活困難世帯の子どもの合計が 26.7%であり、生活困難世帯の子どもの方が特にコミュニケーションが不足していると感じていると考えられます。

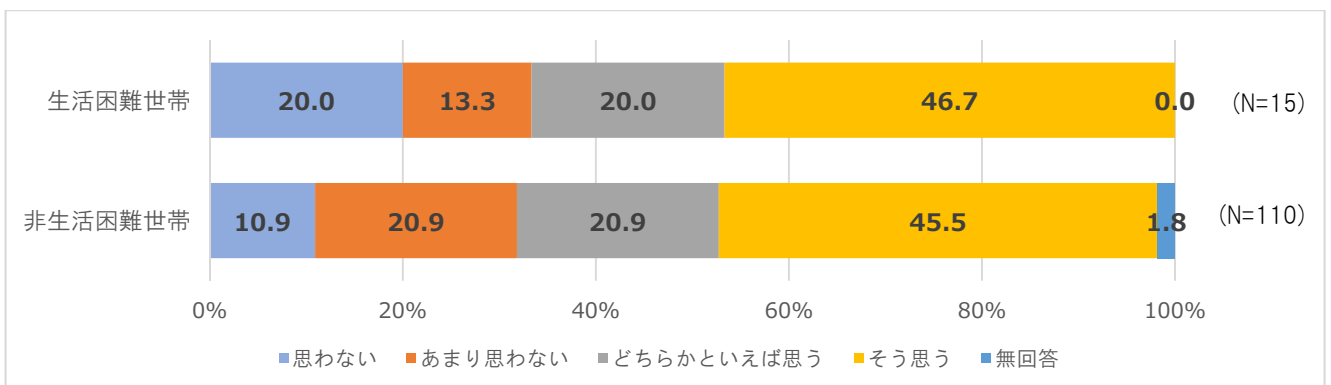
## 5 子どもの将来への希望・期待【生徒用】

・問 28 あなたの思いや気持ちを聞かせてください。⑥自分の将来が楽しみだ



子どもの将来への希望・期待（⑥自分の将来が楽しみだ）について、「思わない」「あまり思わない」の悲観的回答を学年別で小計してみると、小5生徒の合計が 26.8%、中2生徒の合計が 40.0%、高2生徒の合計が 41.4%となっています。中学生になると、将来への希望・期待が大きく下がる傾向がみられます。

また、子どもの将来の希望を生活困難世帯と非生活困難世帯別に見ると、以下のような内訳になります。



生活困難世帯と非生活困難世帯を比較すると、全体に占める悲観的回答の割合はあまり変わりませんが、生活困難世帯の子どものほうが明確に「思わない」と回答する割合が高くなっています。



<平成31年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業>

水堀排水機場長寿命化対策の概要

事業費：40,000千円(道支出金：22,000千円、町債：13,500千円、一般財源：4,500千円)

事業主体：江差町

<所管課：産業振興課>

事業の必要性

当該施設は、道営湛水防除事業水堀地区(平成11年～14年)において整備した施設。近年稼働時において、ポンプ、補機類に不具合が生じているほか、電気計装類が更新時期を迎えている。このことから、平成30年に創設された農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用し、機能診断を実施、適時適切な更新計画策定と計画に基づいた整備を行う。

事業の概要

■ 内容	
主原動機分解整備	17,000千円
非常用発電機分解整備	15,000千円
部品交換・制御装置更新	8,000千円
計	40,000千円

施設全景



【主な修繕箇所】



<膨張タンク>



<真空ポンプ>



<空気系統>



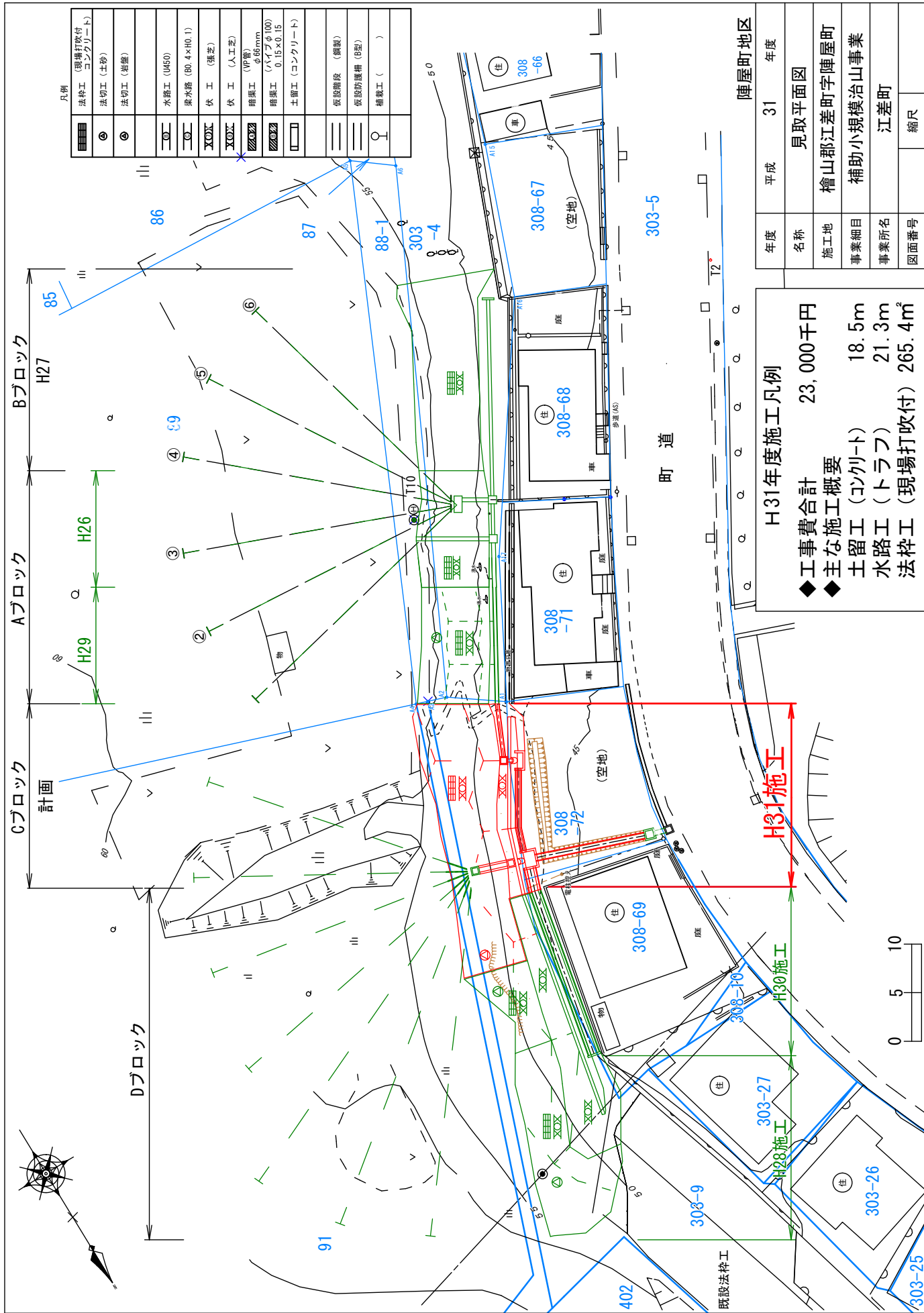
<電気設備>



<発電設備>



# H31年度 陣屋地区小規模治山事業



## 北海道江差観光みらい機構運営支援事業について

## 1. 事業の概要

江差町において観光によるまちづくりを進めることを目的として、2018年10月に設立された一般社団法人北海道江差観光みらい機構の運営を支援するため、必要な経費を補助する。

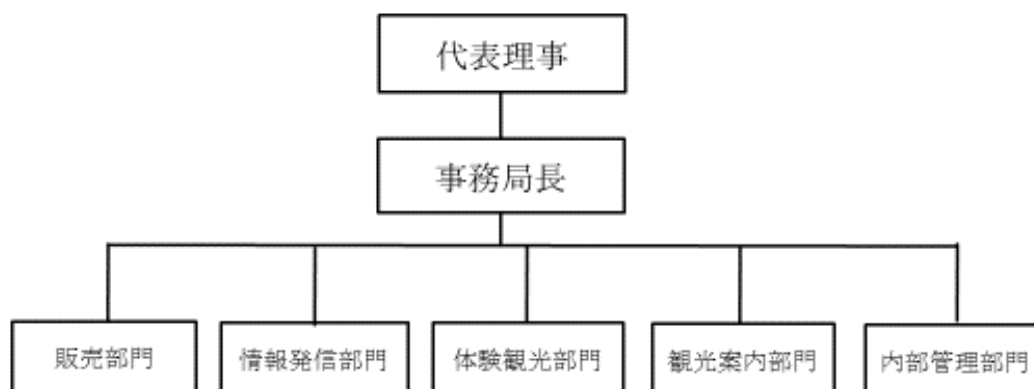
## 2. 補助対象団体の概要

## (1) 団体の役割等

当団体は、2019年4月から、販売事業、情報発信事業、体験観光事業の3事業に加え、開陽丸センターから観光案内業務が移管され、本格的に始動する。

事業の実施に当たっては、町民や町内事業者・関係団体等と連携を図り、さらに周辺地域等とも広域的な連携も進めながら、観光によって江差町により高い経済効果をもたらすような役割を担っていく。

## (2) 組織機構

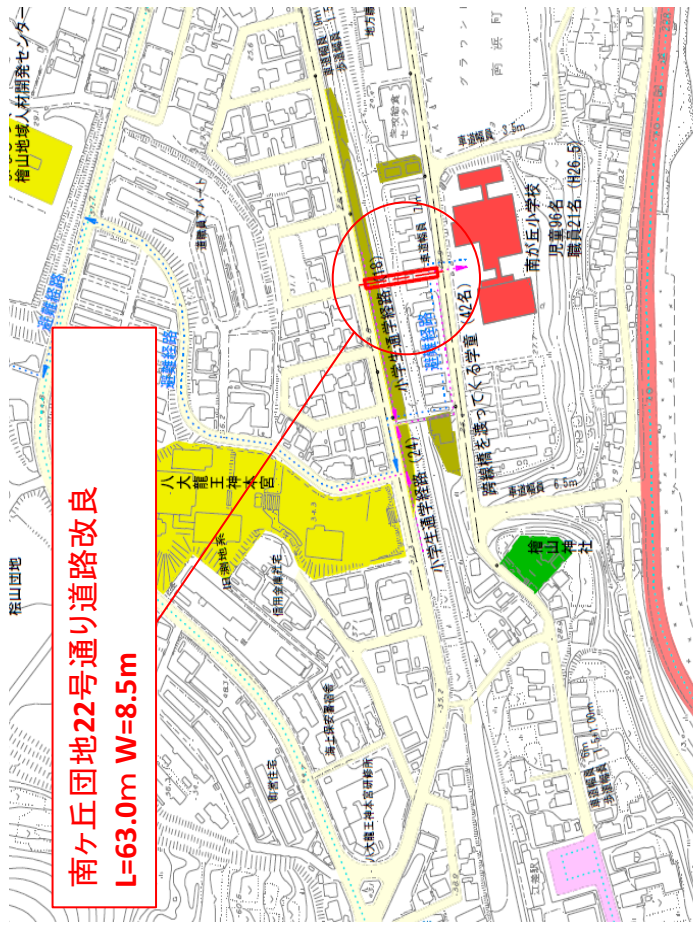


## 3. 補助対象団体の予算（見込）

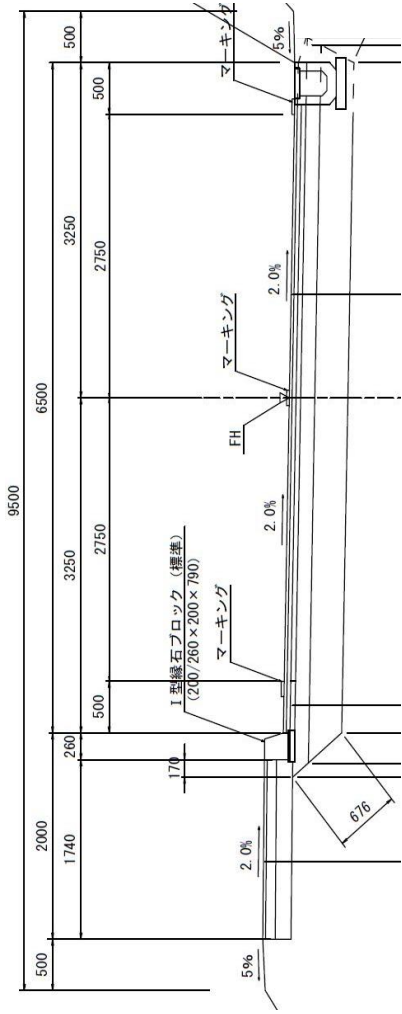
項 目		予算額（千円）	備 考
収 入	販売事業収入（ぷらっと江差収入）	27,343	
	情報発信事業収入	2,500	
	体験観光事業収入	750	
	町補助金	32,763	
	合 計	63,356	
支 出	人件費	29,999	事務局長1名、職員6名、パート4名
	内部管理費	3,000	
	販売事業費（ぷらっと江差運営費）	27,831	
	情報発信事業費	1,000	
	体験観光事業費	1,000	
	繰越金	526	
	合 計	63,356	

◎道路整備（2路線） 総事業費 C = 52,404千円

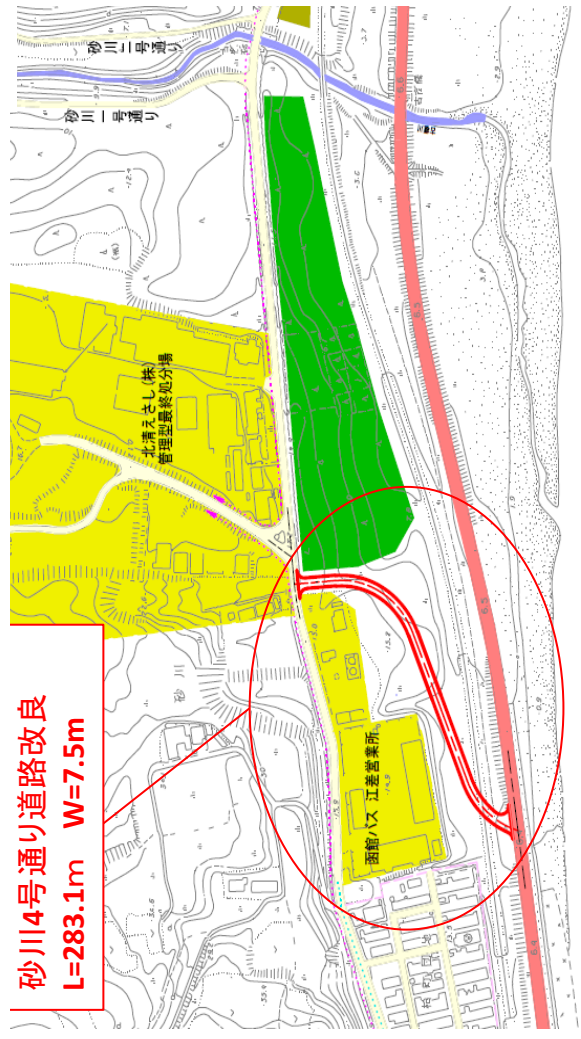
【町道南ヶ丘団地22号通り道路改良工事】



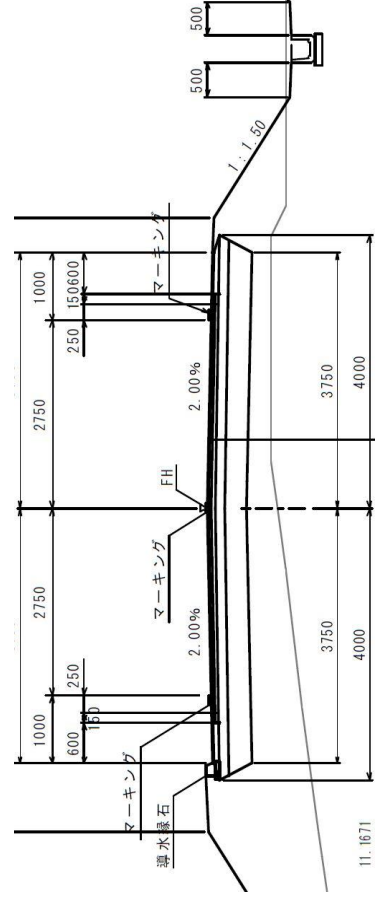
南ヶ丘団地22号通り道路改良  
L=63.0m W=8.5m



【砂川4号通り道路改良工事】



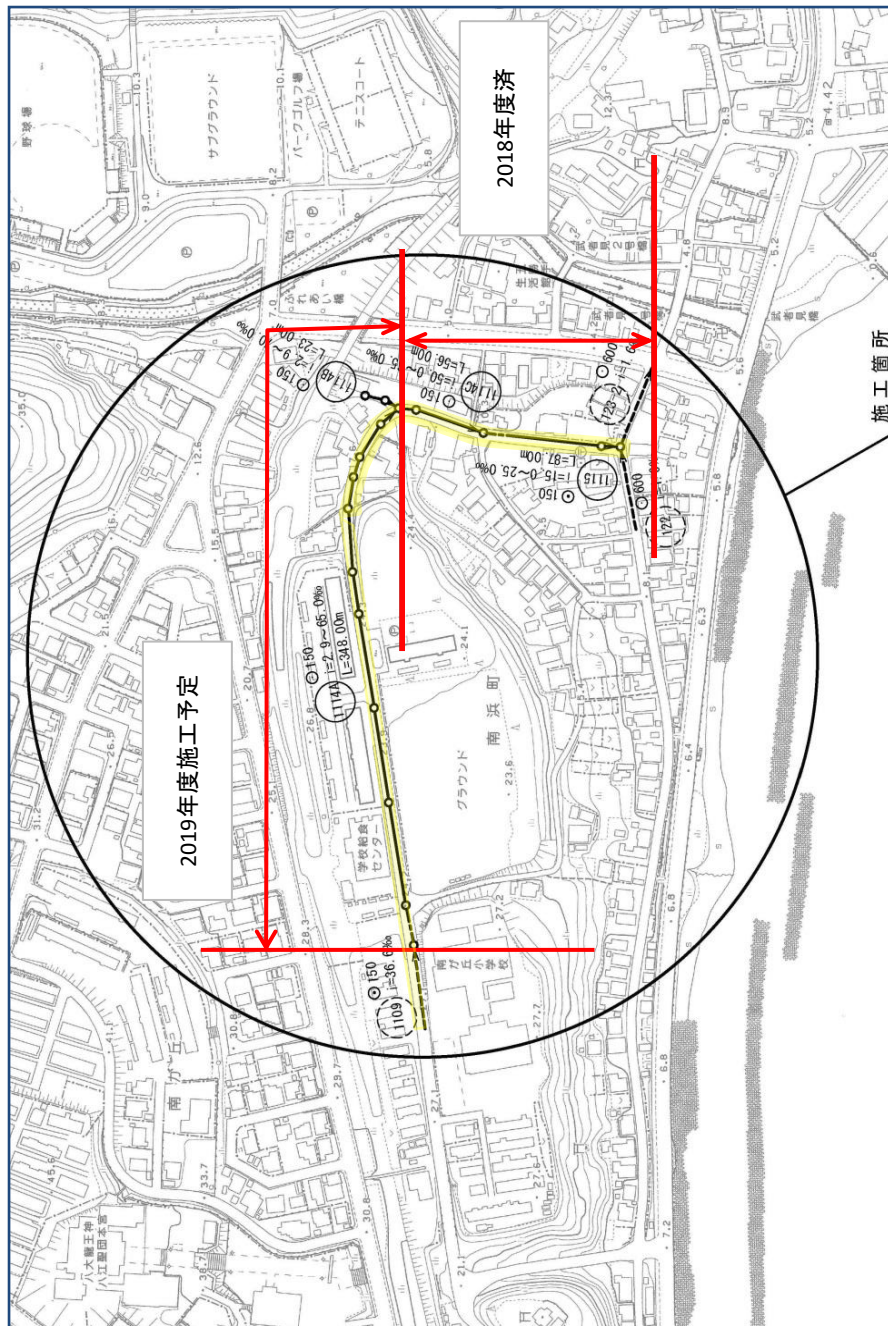
砂川4号通り道路改良  
L=283.1m W=7.5m





江差1号枝線汚水管渠新設工事及び町道南ヶ丘小学校線道路改良工事

・位置図



・工事概要 総事業費 C=55,000千円  
 2019年度下水道汚水管渠新設工事  
 L=348.0m φ150 管渠新設工  
 2018～2019年度計画の2カ年目  
 担当：建設水道課下水道係

管渠新設  
 2018年度 2019年度  
 166.0m 348.0m

■ 汚水管渠新設工事

・工事概要 総事業費 C=72,000千円  
 2019年度南ヶ丘小学校線道路改良工事  
 L=373.3m W=6.8～7.8m 舗装工及び排水工  
 汚水管渠新設工事に併せて2カ年で実施(2年目)  
 担当：建設水道課土木管理係

道路改良  
 2018年度 2019年度  
 126.7m 373.3m

■ 道路改良工事

江差町管内橋梁長寿命化

◎総事業費 C = 96,460千円

◎第3椴川橋



◎問屋橋2号



◎南ヶ丘歩道橋(解体撤去)





除雪ドーザー購入 ◎総事業費 C = 24,000千円

管理番号

S09-2640

機械名

除雪ドーザー

規格

7PN00483

付加仕様

アングリングプラウ

型式

924F

取得年月日

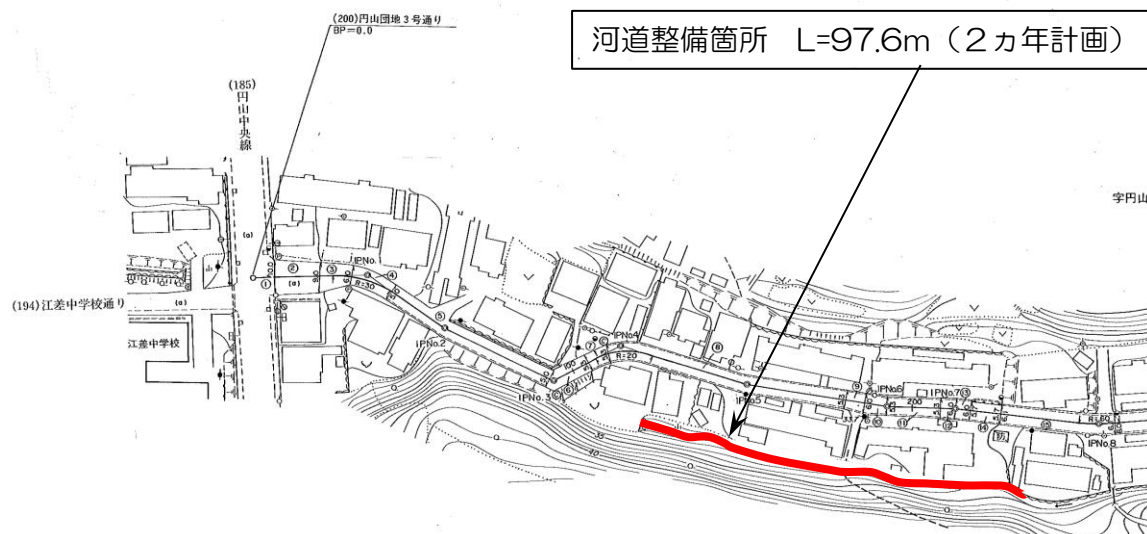
平成9年12月9日





陣屋川整備 ◎総事業費 C = 6,270千円

◎位置図



◎現況写真

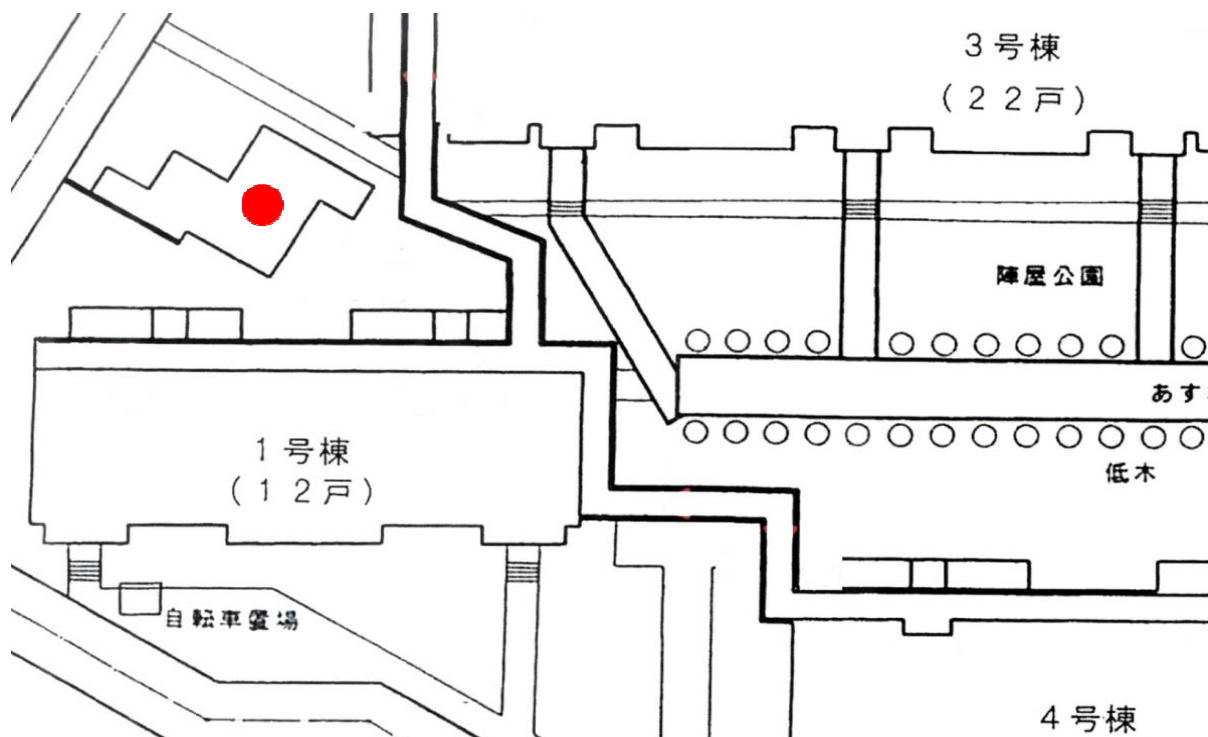


## 町営住宅陣屋団地受水槽ポンプ室等配管改修工事概要

■改修箇所：陣屋団地受水槽ポンプ室内 ●

■施工内容：配管の交換及び調整等

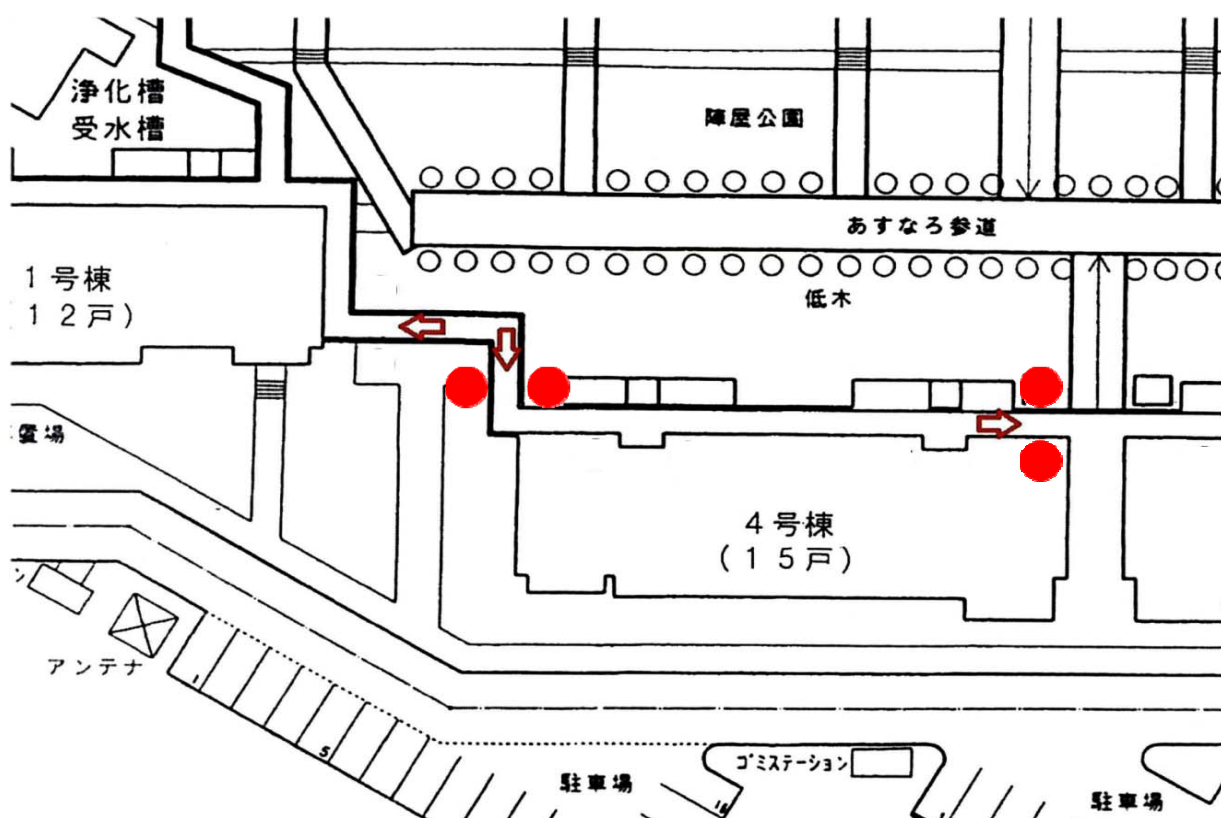
■事業費：735千円





## 町営住宅陣屋団地消防設備改修工事概要

- 改修箇所：陣屋団地4号棟（防火戸） ●
- 施工内容：防火戸の交換及び調整等
- 事業費：2,131千円



## 町営住宅長寿命化対策（南が丘第4団地耐力調査・外壁他屋根改修工事）概要

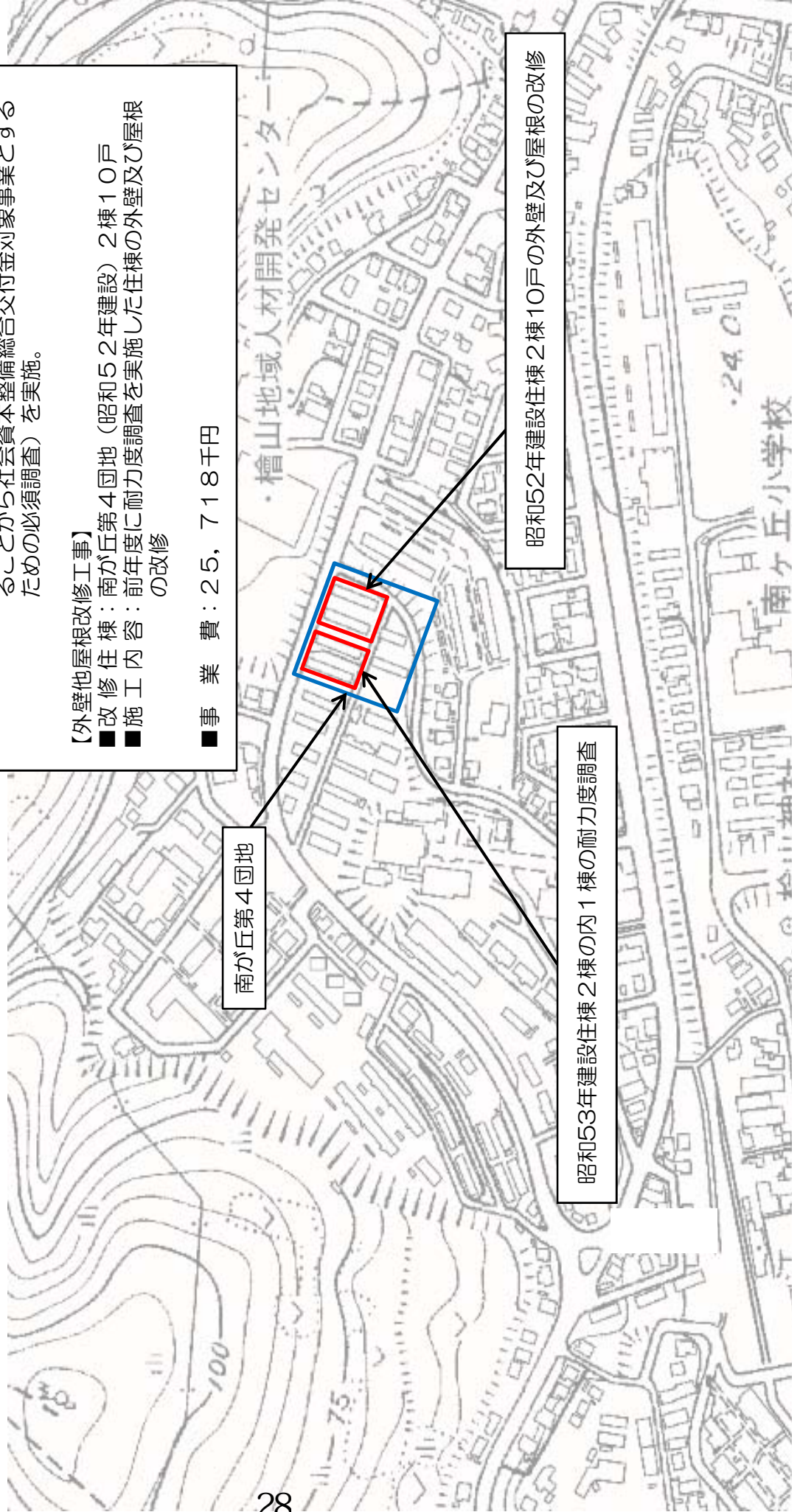
### 【耐力調査】

- 実施住棟：南が丘第4団地（昭和53年建設）2棟10戸の内1棟5戸を実施。
- 実施内容：2020年度に長寿命化改修を予定している住棟の躯体の耐力調査（建物の耐用年数が10年未満であることから社会資本整備総合交付金対象事業とするための必須調査）を実施。

### 【外壁他屋根改修工事】

- 改修住棟：南が丘第4団地（昭和52年建設）2棟10戸
- 施工内容：前年度に耐力調査を実施した住棟の外壁及び屋根の改修

■ 事業費：25,718千円







## 「空き家解体補助事業」の概要

事業費 2,000千円

### 1. “解体費補助事業”の目的

- ◆“倒壊又は建築材等の飛散の恐れのある危険な家屋”の解体を行う所有者等に対し、経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、生活環境の保全と安全で安心なまちづくりを図るもの。

### 2. 補助対象となる空き家

- ◆“江差町空き家等の適正管理に関する条例”第2条第2号ア〔特定空き家〕に規定する、“老朽化又は台風等の自然災害により建物その他の工作物が倒壊し又はその一部が飛散する恐れのある危険な状態”にある空き家

### 3. 補助対象者

- ◆“補助対象空き家”の所有者・相続者・その他当該空き家を管理すべき者
- ◆江差町の税及び使用料を滞納していない者
- ◆町内に事務所又は営業所を有する解体施工業者に解体工事を委託する者
- ◆法律及び条例に規定する暴力団員等でない者

### 4. 補 助 要 件

- ◆使用の実態が無くなってから概ね1年以上経過している家屋であること。
- ◆所有権以外の権利が設定されていない家屋であること。
- ◆解体に係る工事が補助金交付を決定した年度に完了する家屋であること。
- ◆補助を目的として故意に破損させた家屋でないこと。

### 5. 補助金の額

- ◆補助対象経費の2分の1以内の額とし限度額は50万円
- ◆“特定空き家”認定通知書が発布されてから“3年以内に解体”したものに対して適用

### 6. 施 行 日 平成31年4月1日

## 「災害備蓄品整備事業」の概要

事業費 3,000千円

### 1. “備蓄品整備事業”の目的

- ◆平成30年6月に制定した“江差町災害時備蓄計画”において、物資の調達や応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄、更には、積雪・寒冷期において災害が発生した場合の対策として、暖房器具等の整備を図るもの。

### 2. 整備内容

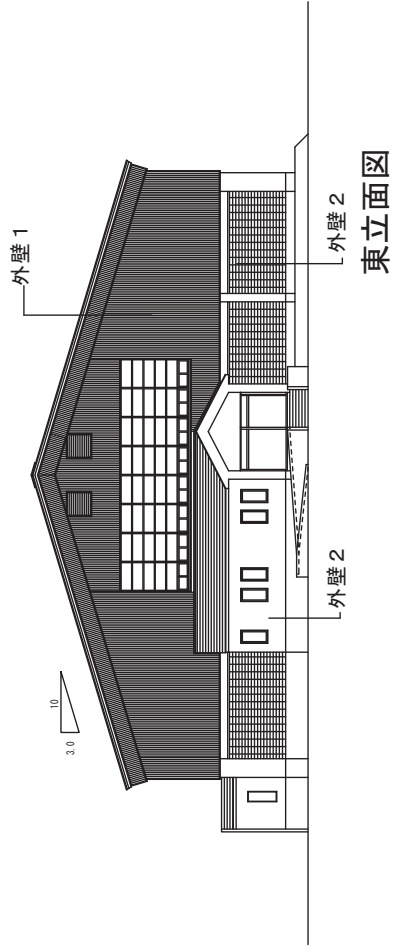
- ◆“災害備蓄品”の整備は、“江差町災害時備蓄計画”の期間である平成30年度から5年間で整備していくこととし、品目・数量を考慮しながら年次的に備蓄の整備を図る。
- ◆平成30年9月に発生した“ブラックアウト”を教訓とし、“積雪・寒冷期”での“避難所開設”を課題と捉え、平成31年度ではこれらを中心に備蓄整備を図ることとし、予定される品目は次のとおり。

〔平成31年度で整備する主な品目〕

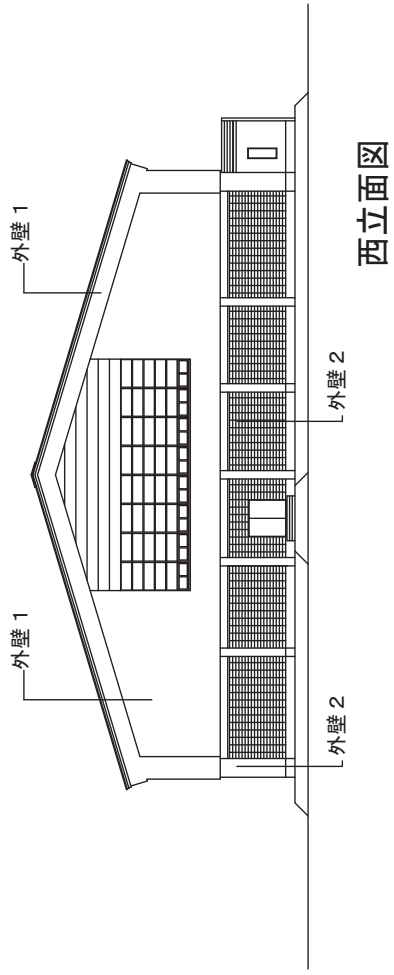
- ◇暖房器具等（ジェットヒーター・ブルーバーナ・ストーブ・ガソリン携行缶等）
- ◇発電機
- ◇車イス
- ◇携帯ラジオ
- ◇ダンボールベット・寝袋
- ◇生活必需品

### 3. 分散備蓄の検討

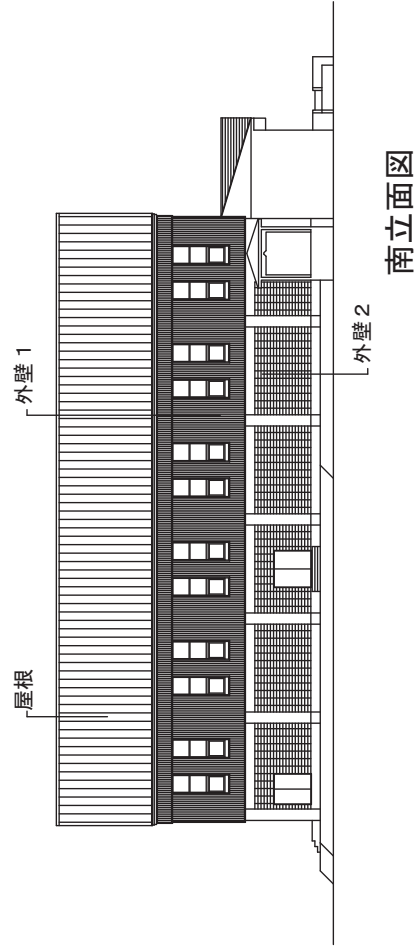
- ◆“災害備蓄品”の管理は、“江差町防災備蓄センター”において一括集中管理しているが、災害により“道路の寸断”“情報の途絶”“ライフラインの機能不全”のため、備蓄物資を提供できない恐れがある事を考慮し“分散備蓄”の検討を行う。



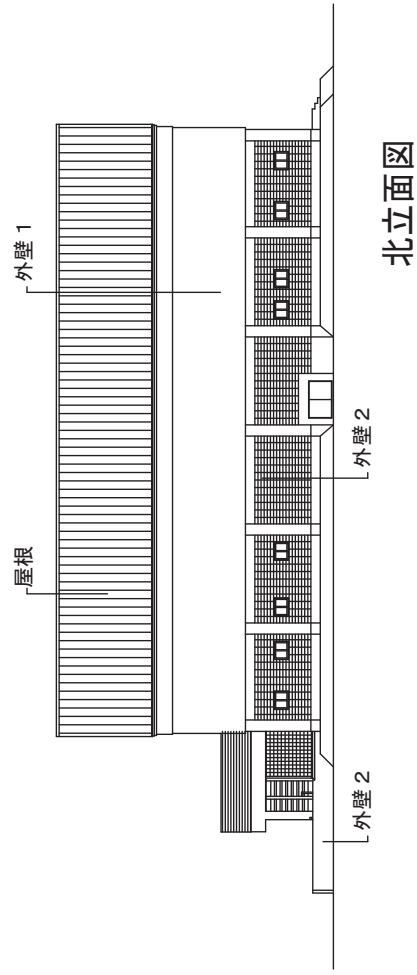
東立面図



西立面図



南立面図



北立面図

主な工事内容

屋根	全面新規葺き替え
----	----------

外壁 1	東面・南面	金属系パンドル張り
	西面・北面	コキグ打替え 塗装仕上
外壁 2		ひび割れ補修 塗装仕上

事業費 65,126 千円

江差北中学校体育館屋根・外壁改修工事 62,563 千円  
 江差北中学校体育館屋根・外壁改修工事管理委託 2,563 千円

## 2019 京都大学交響楽団演奏会

- ・滞 在 日 程 平成31年8月22日（木）～24日（土）
- ・演奏会日時 平成31年8月23日（木）午後2時～4時30分
- ・演奏会会場 江差町文化会館大ホール
- ・参加学生数 120名（京都大学学生及び教員）
- ・観覧対象者 江差町内小中学生458名、教職員50名、一般町民200名
- ・滞在中の交流（案）
  - ①江差中学校吹奏楽部の指導と生徒交流（予定）
  - ②江差北中学校吹奏楽部の指導と生徒交流（予定）
  - ③楽団演奏会での指揮者体験（予定）

【京大交響楽団】  
HPより抜粋



### ■演奏予定曲目

クラシック音楽では、「白鳥の湖」「運命」など、ほかにはポピュラー音楽を編曲したものや映画音楽など。また、地元の民謡や校歌などを予定。

### 【コンサート中の企画案】（予定）

1. 中学校、高校のブラスバンド部等との共演  
（地元の中高ブラスバンド部や吹奏楽部と楽団団員との共演）
2. 地元合唱団との共演  
（合唱団の方々に出演していただき、オーケストラが伴奏）
3. 指揮者体験コーナー  
（来場していただいた児童生徒から希望者を募り、オーケストラの指揮体験）
4. 楽器紹介コーナー  
（各楽器の演奏者が自分の楽器を説明し、簡単な曲を演奏）

### 【予算額】

・報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 = 1,335,000円

※滞在中の宿泊先：町内旅館、ホテル5ヶ所、「まなびっく」を確保済み  
（二泊三日）

江差町庁舎の目的外利用及び使用料条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1(第8条関係) 基本使用料		別表第1(第8条関係) 基本使用料	
区 分	1時間当たり	区 分	1時間当たり
2階 庁内会議室	730円	2階 庁内会議室	700円
2階 第1会議室	410円	2階 第1会議室	400円
2階 第2会議室	410円	2階 第2会議室	400円
3階 第1委員会室	410円	3階 第1委員会室	400円
3階 第2委員会室	940円	3階 第2委員会室	900円
3階 第3委員会室	310円	3階 第3委員会室	300円
前庭・コンコース	410円	前庭・コンコース	400円
駐車場	620円	駐車場	600円

江差町行政財産使用料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(土地の使用料)	(土地の使用料)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 当該土地の使用許可期間が1月に満たない場合にあつては、前2項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。 (建物使用料)	3 当該土地の使用許可期間が1月に満たない場合にあつては、第1項の時価に100分の5.2を乗じて得た年額とする。 (建物使用料)
第3条 建物の使用許可に係る使用料は、次の各号の規定によつて算出された額の合計額に100分の110を乗じて得た額(人の居住のための建物の使用(使用許可期間が1月に満たない場合を除く。))にあつては、次の各号の規定によつて算出された額の合計額)に当該使用許可面積を当該建物の延面積で除して得た数(小数点以下5位の数は、四捨五入する。)を乗じて得た額をその年額とする。 (1)～(3) (略)	第3条 建物の使用許可に係る使用料は、次の各号の規定によつて算出された額の合計額に100分の105を乗じて得た額(人の居住のための建物の使用(使用許可期間が1月に満たない場合を除く。))にあつては、次の各号の規定によつて算出された額の合計額)に当該使用許可面積を当該建物の延面積で除して得た数(小数点以下5位の数は、四捨五入する。)を乗じて得た額をその年額とする。 (1)～(3) (略)
2 前項の規定にかかわらず、建物の壁面、天井裏等に簡易型携帯電話の基地局その他これに類するものを設置する場合における建物の使用許可に係る使用料は、1箇所当年額1,650円とする。	2 前項の規定にかかわらず、建物の壁面、天井裏等に簡易型携帯電話の基地局その他これに類するものを設置する場合における建物の使用許可に係る使用料は、1箇所当年額1,500円とする。



江差町学校施設使用料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
第1条～第5条 略		第1条～第5条 略	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	1時間当たり使用料	区分	1時間当たり使用料
屋内運動場（体育館）	940円	屋内運動場（体育館）	900円
屋外運動場（グラウンド）	310円	屋外運動場（グラウンド）	300円
備考		備考	
1 1時間未満は1時間とし、1時間をこえる端数については、30分以上を1時間とする。		1 1時間未満は1時間とし、1時間をこえる端数については、30分以上を1時間とする。	
2 屋内運動場（体育館）の暖房を使用する場合は、使用料の3割を加算する。		2 屋内運動場（体育館）の暖房を使用する場合は、使用料の3割を加算する。	

江差町文化会館条例新旧対照表

改正後	改正前
別表1（第7条関係）	別表1（第7条関係）
江差町文化会館基本使用料	江差町文化会館基本使用料
【別記1 参照】	【別記1 参照】
備考	備考
1 1時間未満は1時間とし、1時間をこえる端数については、30分以上を1時間とする。	1 1時間未満は1時間とし、1時間をこえる端数については、30分以上を1時間とする。
2 午後6時以降に使用するときの基本使用料の額は3割増しとする。	2 午後6時以降に使用するときの基本使用料の額は3割増しとする。
3 土曜日、日曜日、祝日（祝日法第3条に定める休日を含む。）に使用するときの基本使用料の額は2割増しとする。	3 土曜日、日曜日、祝日（祝日法第3条に定める休日を含む。）に使用するときの基本使用料の額は2割増しとする。
4 営利を目的とする使用の場合の基本使用料は5割増しとする。ただし、町外業者にあつては10割増しとする。	4 営利を目的とする使用の場合の基本使用料は5割増しとする。ただし、町外業者にあつては10割増しとする。
5 準備又は撤収等のため、大ホール又は小ホールを使用するときの基本使用料は5割減額とする。	5 準備又は撤収等のため、大ホール又は小ホールを使用するときの基本使用料は5割減額とする。
6 入場料等（会費等でこれに類するものを含む。）を徴する場合の各室の使用料は、入場料等の額により次の割合を加算する。	6 入場料等（会費等でこれに類するものを含む。）を徴する場合の各室の使用料は、入場料等の額により次の割合を加算する。
(1) 1人1回の入場料等の額が2,000円以下の場合 基本使用料の2割	(1) 1人1回の入場料等の額が2,000円以下の場合 基本使用料の2割
(2) 1人1回の入場料等の額が2,000円を超え3,000円以下の場合 基本使用料の5割	(2) 1人1回の入場料等の額が2,000円を超え3,000円以下の場合 基本使用料の5割

江差町文化会館条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(3) 1人1回の入場料等の額が3,000円を超える場合 基本使用料の10割</p> <p>※ 入場料等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準とする。</p> <p>7 冷暖房を使用する場合は、基本使用料の3割を加算する。</p> <p>8 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</p> <p>別表2（第7条関係）</p> <p>江差町文化会館付属設備使用料</p> <p>(1) 音響設備</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 上記の使用料は一回当たりの金額とし、使用時間は4時間以内をもつて一回とする。</p> <p>(2) 照明設備</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 持ち込み器具使用電源1kwにつき230円、その他の消耗品は実費負担とする。</p> <p>2 上記の使用料は1回当たりの金額とし、使用時間は4時間以内をもつて1回とする。</p>	<p>(3) 1人1回の入場料等の額が3,000円を超える場合 基本使用料の10割</p> <p>※ 入場料等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準とする。</p> <p>7 冷暖房を使用する場合は、基本使用料の3割を加算する。</p> <p>8 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</p> <p>別表2（第7条関係）</p> <p>江差町文化会館付属設備使用料</p> <p>(1) 音響設備</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 上記の使用料は一回当たりの金額とし、使用時間は4時間以内をもつて一回とする。</p> <p>(2) 照明設備</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 持ち込み器具使用電源1kwにつき230円、その他の消耗品は実費負担とする。</p> <p>2 上記の使用料は1回当たりの金額とし、使用時間は4時間以内をもつて1回とする。</p>

江差町文化会館条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(3) 舞台設備</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>備考 上記の使用料は一回当たりの金額とし、使用時間は4時間以内をもつて一回とする。</p> <p>(4) 映写設備</p> <p>【別記5 参照】</p> <p>備考 上記の使用料は一回当たりの金額とし、使用時間は4時間以内をもつて一回とする。</p>	<p>(3) 舞台設備</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>備考 上記の使用料は一回当たりの金額とし、使用時間は4時間以内をもつて一回とする。</p> <p>(4) 映写設備</p> <p>【別記5 参照】</p> <p>備考 上記の使用料は一回当たりの金額とし、使用時間は4時間以内をもつて一回とする。</p>

【別記1】

改正後

区分	1時間当り
大ホール	6,490円
小ホール	1,880円
楽屋(1)	310円
楽屋(2)・(3)	200円
浴室(1)・(2)	310円
会議室(応接室含む)	520円

改正前

区分	1時間当り
大ホール	6,200円
小ホール	1,800円
楽屋(1)	300円
楽屋(2)・(3)	200円

浴室(1)・(2)	300円
会議室(応接室含む)	500円

【別記2】

改正後

器具名		単位	使用料(円)	備考
音響基本装置	大ホール	一式	4,840	調整卓・増幅機・プロセニアムスピーカー・サイドスピーカー等
	小ホール	一式	2,420	
ワイヤレスマイク装置		一式	960	1波マイク付
ダイナミックマイク		一本	590	スタンド付
コンデンサーマイク		一本	960	スタンド付
三点吊りマイク装置		一本	590	マイク別
テープレコーダー	オープン	一台	1,200	大ホールのみ テープ別
	カセット	一台	590	テープ別
	DAT	一台	1,200	大ホールのみ テープ別
レコードプレーヤー		一台	590	
CDプレーヤー		一台	590	

移動用スピーカー (大)	一台	1, 200	
移動用スピーカー (小)	一台	590	
リヴァーブマシン	一台	590	
録音用ミキサー 16ch	一台	2, 420	サブ・モニター用
録音用コンプリミッター	一式	1, 200	
サテライトミキサー	一台	1, 200	カセットデッキ付
自動昇降マイクスタンド	一台	1, 200	マイク別
ダイレクトボックス	一個	590	
パワーアンプ	一台	1, 200	
チャンネルデバイダー	一台	1, 200	
グラフィックイコライザー	一台	590	

改正前

器具名		単位	使用料 (円)	備考
音響基本装置	大ホール	一式	4, 620	調整卓・増幅機・プロセニアムスピーカー・サイドスピーカー等
	小ホール	一式	2, 310	
ワイヤレスマイク装置		一式	920	1波マイク付
ダイナミックマイク		一本	570	スタンド付

コンデンサーマイク		一本	920	スタンド付
三点吊りマイク装置		一本	570	マイク別
テープレコーダー	オープン	一台	1, 150	大ホールのみ テープ別
	カセット	一台	570	テープ別
	DAT	一台	1, 150	大ホールのみ テープ別
レコードプレーヤー		一台	570	
CDプレーヤー		一台	570	
移動用スピーカー (大)		一台	1, 150	
移動用スピーカー (小)		一台	570	
リヴァーブマシン		一台	570	
録音用ミキサー 16ch		一台	2, 310	サブ・モニター用
録音用コンプリミッター		一式	1, 150	
サテライトミキサー		一台	1, 150	カセットデッキ付
自動昇降マイクスタンド		一台	1, 150	マイク別
ダイレクトボックス		一個	570	
パワーアンプ		一台	1, 150	
チャンネルデバイダー		一台	1, 150	



グラフィックイコライザー	一台	<u>570</u>	
--------------	----	------------	--

【別記3】

改正後

器具名		単位	使用料 (円)	備考
照明基本装置	大ホール	一式	<u>6,040</u>	調光卓・ボーダーライト・フットライト
	小ホール	一式	<u>2,420</u>	
オリゾンライト	大ホール	一式	<u>2,420</u>	
	小ホール	一式	<u>1,200</u>	
サスペンションライト	大ホール	一列	<u>1,200</u>	
	小ホール	一列	<u>590</u>	
シーリングライト	大ホール	一式	<u>1,200</u>	
	小ホール	一式	<u>590</u>	
フロントサイドスポット		一式	<u>1,200</u>	大ホールのみ
センターピンスポット	大ホール	一灯	<u>1,200</u>	1kw クセノン
	小ホール	一灯	<u>590</u>	1kw ハロゲン
効果用器具		一台	<u>1,200</u>	波・雲・雨・雪

スポットライト	一灯	<u>350</u>	スタンド付
ミラーボール	一台	<u>1,200</u>	
スモークマシン	一台	<u>1,200</u>	液別
ドライアイスマシン	一台	<u>1,200</u>	ドライアイス別

改正前

器具名		単位	使用料 (円)	備考
照明基本装置	大ホール	一式	<u>5,770</u>	調光卓・ボーダーライト・フットライト
	小ホール	一式	<u>2,310</u>	
オリゾンライト	大ホール	一式	<u>2,310</u>	
	小ホール	一式	<u>1,150</u>	
サスペンションライト	大ホール	一列	<u>1,150</u>	
	小ホール	一列	<u>570</u>	
シーリングライト	大ホール	一式	<u>1,150</u>	
	小ホール	一式	<u>570</u>	
フロントサイドスポット		一式	<u>1,150</u>	大ホールのみ
センターピンスポット	大ホール	一灯	<u>1,150</u>	1kw クセノン
	小ホール	一灯	<u>570</u>	1kw ハロゲン

効果用器具	一台	<u>1, 150</u>	波・雲・雨・雪
スポットライト	一灯	<u>340</u>	スタンド付
ミラーボール	一台	<u>1, 150</u>	
スモークマシン	一台	<u>1, 150</u>	液別
ドライアイスマシン	一台	<u>1, 150</u>	ドライアイス別

【別記4】

改正後

器具名		単位	使用料 (円)	備考
ピアノ	フルコン	一台	<u>3, 620</u>	
	グランド	一台	<u>1, 810</u>	
	アップライト	一台	<u>1, 810</u>	
所作台		一式	<u>4, 840</u>	
松羽目		一枚	<u>1, 200</u>	
金屏風	大	一双	<u>1, 200</u>	
	小	一双	<u>590</u>	
地絨		一枚	<u>1, 200</u>	

毛絨	一枚	<u>590</u>	
平台	一台	<u>240</u>	足類・ケコミ含む
演台	一式	<u>590</u>	
仮設音響反射板	一枚	<u>590</u>	
仮設花道	一式	<u>2, 420</u>	
パネル	一枚	110	
カーペット	一枚	<u>590</u>	

改正前

器具名		単位	使用料 (円)	備考
ピアノ	フルコン	一台	<u>3, 460</u>	
	グランド	一台	<u>1, 730</u>	
	アップライト	一台	<u>1, 730</u>	
所作台		一式	<u>4, 620</u>	
松羽目		一枚	<u>1, 150</u>	
金屏風	大	一双	<u>1, 150</u>	
	小	一双	<u>570</u>	
地絨		一枚	<u>1, 150</u>	

毛絨	一枚	<u>570</u>	
平台	一台	<u>230</u>	足類・ケコミ含む
演台	一式	<u>570</u>	
仮設音響反射板	一枚	<u>570</u>	
仮設花道	一式	<u>2,310</u>	
パネル	一枚	<u>110</u>	
カーペット	一枚	<u>570</u>	

【別記5】

改正後

器具名	単位	使用料 (円)	備考
16mm映写機	一式	<u>2,420</u>	大ホール
ビデオプロジェクター	一式	<u>2,420</u>	200インチ
ビデオカメラ録画装置	一式	<u>1,200</u>	テープ別
レーザーディスク	一台	<u>590</u>	ソフト別
ビデオデッキ	一台	<u>590</u>	テープ別
OHP	一台	<u>590</u>	

映写スライド		一台	<u>590</u>	
スクリーン	大ホール	一式	<u>1,200</u>	
	小ホール	一式	<u>590</u>	

改正前

器具名	単位	使用料 (円)	備考	
16mm映写機	一式	<u>2,310</u>	大ホール	
ビデオプロジェクター	一式	<u>2,310</u>	200インチ	
ビデオカメラ録画装置	一式	<u>1,150</u>	テープ別	
レーザーディスク	一台	<u>570</u>	ソフト別	
ビデオデッキ	一台	<u>570</u>	テープ別	
OHP	一台	<u>570</u>		
映写スライド		一台	<u>570</u>	
スクリーン	大ホール	一式	<u>1,150</u>	
	小ホール	一式	<u>570</u>	

江差町スポーツ施設条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第2（第7条関係）</p> <p>水堀町民プール使用料</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>江差町弓道場</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>江差町民テニスコート</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>江差町民野球場</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>江差町民多目的広場</p> <p>【別記5 参照】</p> <p>朝日町民体育館</p> <p>【別記6 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 1時間未満は1時間とし、1時間をこえる端数については、30分以上を1時間とする。</p> <p>2 営利を目的とする使用の場合の基本使用料は5割増しとする。ただし、町外業者は10割増しとする。</p> <p>3 許可を受けた使用時間を経過したときは、更に追加時間の使用料を徴収する。</p>	<p>別表第2（第7条関係）</p> <p>水堀町民プール使用料</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>江差町弓道場</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>江差町民テニスコート</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>江差町民野球場</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>江差町民多目的広場</p> <p>【別記5 参照】</p> <p>朝日町民体育館</p> <p>【別記6 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 1時間未満は1時間とし、1時間をこえる端数については、30分以上を1時間とする。</p> <p>2 営利を目的とする使用の場合の基本使用料は5割増しとする。ただし、町外業者は10割増しとする。</p> <p>3 許可を受けた使用時間を経過したときは、更に追加時間の使用料を徴収する。</p>

江差町スポーツ施設条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>4 入場料等を徴する場合の使用料は、入場料等の額により次の割合を加算する。</p> <p>(1) 1人1回の入場料等の額が2,000円以下の場合 基本使用料の2割</p> <p>(2) 1人1回の入場料等の額が2,000円を超え3,000円以下の場合 基本使用料の5割</p> <p>(3) 1人1回の入場料等の額が3,000円を超える場合 基本使用料の10割</p> <p>※ 入場料等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準とする。</p> <p>5 許可時間内に退場しても使用料は返還しない。</p> <p>6 前各号により積算された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</p> <p>7 準備又は撤収等のため、使用するときの基本使用料は5割減額とする。</p> <p>8 体育館で暖房を使用する場合は、基本使用料の3割を加算する。</p> <p>9 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</p>	<p>4 入場料等を徴する場合の使用料は、入場料等の額により次の割合を加算する。</p> <p>(1) 1人1回の入場料等の額が2,000円以下の場合 基本使用料の2割</p> <p>(2) 1人1回の入場料等の額が2,000円を超え3,000円以下の場合 基本使用料の5割</p> <p>(3) 1人1回の入場料等の額が3,000円を超える場合 基本使用料の10割</p> <p>※ 入場料等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準とする。</p> <p>5 許可時間内に退場しても使用料は返還しない。</p> <p>6 前各号により積算された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</p> <p>7 準備又は撤収等のため、使用するときの基本使用料は5割減額とする。</p> <p>8 体育館で暖房を使用する場合は、基本使用料の3割を加算する。</p> <p>9 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</p>



【別記1】

改正後

区分		使用料（1時間あたり）
個人利用	一般（高校生以上）	200円
	小中学生	100円
コース占用使用（1コースにつき）		830円
団体貸切		5,340円

改正前

区分		使用料（1時間あたり）
個人利用	一般（高校生以上）	200円
	小中学生	100円
コース占用使用（1コースにつき）		800円
団体貸切		5,100円

【別記2】

改正後

区分	使用料（1時間あたり）
射場・的場	100円

改正前

区分	使用料（1時間あたり）
射場・的場	100円

【別記3】

改正後

区分	使用料（1時間あたり）
1コート（昼間）	200円
1コート（夜間・18：00以降）	1,040円

改正前

区分	使用料（1時間あたり）
1コート（昼間）	200円
1コート（夜間・18：00以降）	1,000円

【別記4】

改正後

区分	使用料（1時間あたり）
野球場（昼間）	830円
野球場（夜間・18：00以降）	2,400円
サブグラウンド	310円
研修室	310円
スコアボード	1,040円
音響設備（マイク含む）	520円
機材等持ち込み料	1回の持ち込み料 3,140円

改正前

区分	使用料（1時間あたり）
野球場（昼間）	800円
野球場（夜間・18：00以降）	2,300円
サブグラウンド	300円

研修室	300円
スコアボード	1,000円
音響設備（マイク含む）	500円
機材等持ち込み料	1回の持ち込み料 3,000円

【別記5】

改正後

区分	使用料（1時間あたり）	
団体利用	専用使用	1,570円
	部分使用	780円

改正前

区分	使用料（1時間あたり）	
団体利用	専用使用	1,500円
	部分使用	750円

【別記6】

改正後

区分	使用料（1時間あたり）
体育館	940円
音響設備（マイク含む）	520円

改正前

区分	使用料（1時間あたり）
体育館	900円
音響設備（マイク含む）	500円

江差町コミュニティセンター条例新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>第1条～第11条 略 別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>1時間当りの使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>1,990円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>620円</td> </tr> <tr> <td>研修室（1室36m<sup>2</sup>未満）</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>研修室（1室88m<sup>2</sup>以上）</td> <td>620円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。</li> <li>1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</li> <li>上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</li> <li>営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。</li> <li>前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</li> </ol>	室名	1時間当りの使用料金	集会室	1,990円	調理室	620円	研修室（1室36m <sup>2</sup> 未満）	200円	研修室（1室88m <sup>2</sup> 以上）	620円	<p>第1条～第11条 略 別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>1時間当りの使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>研修室（1室36m<sup>2</sup>未満）</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>研修室（1室88m<sup>2</sup>以上）</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。</li> <li>1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</li> <li>上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</li> <li>営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。</li> <li>前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</li> </ol>	室名	1時間当りの使用料金	集会室	1,900円	調理室	600円	研修室（1室36m <sup>2</sup> 未満）	200円	研修室（1室88m <sup>2</sup> 以上）	600円
室名	1時間当りの使用料金																				
集会室	1,990円																				
調理室	620円																				
研修室（1室36m <sup>2</sup> 未満）	200円																				
研修室（1室88m <sup>2</sup> 以上）	620円																				
室名	1時間当りの使用料金																				
集会室	1,900円																				
調理室	600円																				
研修室（1室36m <sup>2</sup> 未満）	200円																				
研修室（1室88m <sup>2</sup> 以上）	600円																				

江差町集会施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。</p> <p>2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</p> <p>3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</p> <p>4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。</p> <p>5 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。</p> <p>2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</p> <p>3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</p> <p>4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。</p> <p>5 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</p>

【別記1】

改正後

室名	1時間当りの使用料金
集会室	830円
調理室	310円
研修室（1室につき46㎡程度）	310円
研修室（1室につき30㎡未満）	200円

改正前

室名	1時間当りの使用料金
集会室	800円
調理室	300円
研修室（1室につき46㎡程度）	300円
研修室（1室につき30㎡未満）	200円

江差町児童館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
室名	1時間当りの使用料金	室名	1時間当りの使用料金
集会室	410円	集会室	400円
調理室	200円	調理室	200円
研修室（1室につき）	100円	研修室（1室につき）	100円
備考		備考	
1 暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。		1 暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。	
2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。		2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。	
3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。		3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。	
4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。		4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。	
5 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。		5 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。	

南が丘ふれあいセンター条例新旧対照表

改正後		改正前	
第1条～第9条 略		第1条～第9条 略	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
室名	1時間当たりの使用料金	室名	1時間当たりの使用料金
ふれあいホール（集会室）	1,150円	ふれあいホール（集会室）	1,100円
健康相談室	100円	健康相談室	100円
生きがい室	100円	生きがい室	100円
交流室（和室）	310円	交流室（和室）	300円
調理室	410円	調理室	400円
備考		備考	
1 暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。		1 暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。	
2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。		2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。	
3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。		3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。	
4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。		4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。	
5 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。		5 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。	



江差町老人福祉センター条例新旧対照表

改正後	改正前
別表（第6条関係） 江差町老人福祉センター使用料金表 【別記1 参照】 備考 1 暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。 2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。 3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。 4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。 5 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。	別表（第6条関係） 江差町老人福祉センター使用料金表 【別記1 参照】 備考 1 暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。 2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。 3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。 4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。 5 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。

【別記1】

改正後

室名	1時間当
教育娯楽室	一室全部を使用する場合 <span style="float: right;">1,460円</span>
	区分して使用する場合一室につき <span style="float: right;">620円</span>
	拡声器一式 <span style="float: right;">310円</span>
生活・健康相談室（和室一室につき）	310円
栄養指導室	520円

改正前

室名	1時間当
教育娯楽室	一室全部を使用する場合 <span style="float: right;">1,400円</span>
	区分して使用する場合一室につき <span style="float: right;">600円</span>
	拡声器一式 <span style="float: right;">300円</span>
生活・健康相談室（和室一室につき）	300円
栄養指導室	500円

江差町保健センター条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">室名</th> <th style="text-align: center;">1時間当りの使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">集団指導室</td> <td style="text-align: center;">1, 360円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養指導室</td> <td style="text-align: center;">1, 250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 冷暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。</li> <li>2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</li> <li>3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</li> <li>4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。</li> <li>5 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</li> </ol>	室名	1時間当りの使用料金	集団指導室	1, 360円	栄養指導室	1, 250円	<p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">室名</th> <th style="text-align: center;">1時間当りの使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">集団指導室</td> <td style="text-align: center;">1, 300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養指導室</td> <td style="text-align: center;">1, 200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 冷暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。</li> <li>2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</li> <li>3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</li> <li>4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。</li> <li>5 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</li> </ol>	室名	1時間当りの使用料金	集団指導室	1, 300円	栄養指導室	1, 200円
室名	1時間当りの使用料金												
集団指導室	1, 360円												
栄養指導室	1, 250円												
室名	1時間当りの使用料金												
集団指導室	1, 300円												
栄養指導室	1, 200円												

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第58条 駐車場の使用料は、1区画につき月額<u>2, 200円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2（第62条の3関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。</li> <li>2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</li> <li>3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</li> <li>4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。</li> <li>5 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</li> </ol>	<p>(使用料)</p> <p>第58条 駐車場の使用料は、1区画につき月額<u>2, 100円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2（第62条の3関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。</li> <li>2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</li> <li>3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</li> <li>4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。</li> <li>5 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</li> </ol>

【別記1】

改正後

室名	1時間当たりの使用料
集会室	520円
和室（8帖間1室につき）	100円
和室（6帖間1室につき）	100円
調理室	200円

改正前

室名	1時間当たりの使用料
集会室	500円
和室（8帖間1室につき）	100円
和室（6帖間1室につき）	100円
調理室	200円

江差町農業管理センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表（第7条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暖房を使用している期間は、各室使用料の3割増しとする。</li> <li>2 上記の他、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</li> <li>3 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。</li> <li>4 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</li> <li>5 ノート型パソコンの貸し出しについては、1日当たり250円とする。</li> <li>6 前各号に算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。</li> </ol>	<p>別表（第7条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暖房を使用している期間は、各室使用料の3割増しとする。</li> <li>2 上記の他、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</li> <li>3 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。</li> <li>4 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</li> <li>5 ノート型パソコンの貸し出しについては、1日当たり250円とする。</li> <li>6 前各号に算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。</li> </ol>

【別記1】

改正後

区分		1時間当りの使用料金
大研修室	1室全部を使用する場合	830円
	区分して使用する場合	410円
	投影机一式	100円
	拡声器一式	100円
パソコン研修室（設備とも）		830円
土地利用調整室		200円
教養学習室		200円

改正前

区分		1時間当りの使用料金
大研修室	1室全部を使用する場合	800円
	区分して使用する場合	400円
	投影机一式	100円
	拡声器一式	100円
パソコン研修室（設備とも）		800円
土地利用調整室		200円
教養学習室		200円

江差町歴史的まちなみ交流会館壱番蔵設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第1（第7条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</li> <li>2 営利を目的とする使用の場合の基本使用料は5割増しとする。ただし、町外業者については10割増しとする。</li> <li>3 準備又は徴収等のため、各室を使用するときの基本使用料金は5割減額とする。</li> <li>4 入場料等（会費等でこれに類するものを含む。）を徴する場合の各室の使用料は、入場料等の額により次の割合を加算する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1人1回の入場料等の額が2,000円以下の場合 基本使用料の2割</li> </ol> </li> </ol>	<p>別表第1（第7条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</li> <li>2 営利を目的とする使用の場合の基本使用料は5割増しとする。ただし、町外業者については10割増しとする。</li> <li>3 準備又は徴収等のため、各室を使用するときの基本使用料金は5割減額とする。</li> <li>4 入場料等（会費等でこれに類するものを含む。）を徴する場合の各室の使用料は、入場料等の額により次の割合を加算する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1人1回の入場料等の額が2,000円以下の場合 基本使用料の2割</li> </ol> </li> </ol>

【別記1】

改正後

室名	面積 (m <sup>2</sup> )	1時間当り使用料 (円)	摘要
ホール(1)	36.8	200円	
ホール(2)	66.2	830円	
厨房	10.6	520円	
付属設備		町長が別に定める	

改正前

室名	面積 (m <sup>2</sup> )	1時間当り使用料 (円)	摘要
ホール(1)	36.8	200円	
ホール(2)	66.2	800円	
厨房	10.6	500円	
付属設備		町長が別に定める	

繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
施設名	使用料（1泊1棟）		施設名	使用料（1泊1棟）	
繁次郎番屋	2人まで <u>6,600円</u> 3人まで <u>8,800円</u> 4人まで <u>11,000円</u>	利用者が4名を超える場合は、超える（幼児を除く。）1人について <u>2,200円</u> を加算する。	繁次郎番屋	2人まで <u>6,300円</u> 3人まで <u>8,400円</u> 4人まで <u>10,500円</u>	利用者が4名を超える場合は、超える（幼児を除く。）1人について <u>2,100円</u> を加算する。



江差町温泉供給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(基本料金及び温泉使用料の徴収)</p> <p>第14条 基本料金及び温泉使用料は、第12条及び第13条の規定により積算された合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。 (その額に10円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切捨てるものとする)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(基本料金及び温泉使用料の徴収)</p> <p>第14条 基本料金及び温泉使用料は、第12条及び第13条の規定により積算された合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。 (その額に10円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切捨てるものとする)</p> <p>2 (略)</p>

江差町漁船等上架施設管理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表(第6条関係)</p> <p>漁船上架施設使用料</p> <p>【別記1-1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 12月1日から翌年3月末日までの使用料(滞船料を除く。)は上記料金の3割増しとする。</p> <p>2 1トン未満の端数があるときは、1トンとして計算する。</p>	<p>別表(第6条関係)</p> <p>漁船上架施設使用料</p> <p>【別記1-1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 12月1日から翌年3月末日までの使用料(滞船料を除く。)は上記料金の3割増しとする。</p> <p>2 1トン未満の端数があるときは、1トンとして計算する。</p>

## 【別記1-1】

改正後

区分		使用料	摘要
上架 進水 料	5トンまで	87,600円	上架日数が25日を超える場合には上架進水料に8割を加算する。
	5トンを超え10トンまで	87,600円に1トン増毎に4,550円を加算した額	
	10トンを超え30トンまで	110,380円に1トン増毎に4,040円を加算した額	
	30トンを超え60トンまで	191,290円に1トン増毎に3,120円を加算した額	
	60トンを超え100トンまで	284,970円に1トン増毎に2,860円を加算した額	
	100トンを超えるもの	399,400円に1トン増毎に2,590円を加算した額	
滞船料		1日1トン当たり 80円	日数の算定については、上架の日より7日を超えた日からとする。

改正前

区分		使用料	摘要
上架 進水 料	5トンまで	83,620円	上架日数が25日を超える場合には上架進水料に8割を加算する。
	5トンを超え10トンまで	83,620円に1トン増毎に4,350円を加算した額	
	10トンを超え30トンまで	105,400円に1トン増毎に3,860円を加算した額	
	30トンを超え60トンまで	182,620円に1トン増毎に2,980円を加算した額	
	60トンを超え100トンまで	272,050円に1トン増毎に2,730円を加算した額	
	100トンを超えるもの	381,610円に1トン増毎に2,480円を加算した額	
滞船料		1日1トン当たり 80円	日数の算定については、上架の日より7日を超えた日からとする。

江差町水産物荷捌施設設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 荷捌施設の名称及び位置は次のとおりとする。</p> <p>名称 水産物荷捌上屋</p> <p>位置 江差町字姥神町江差港船潤-4. 5m岸壁</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>備考</p> <p>1 本表により積算された合計額に100分の110を乗じて得た額とし、その金額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 荷捌施設の名称及び位置は次のとおりとする。</p> <p>名称 水産物荷捌上屋</p> <p>位置 江差町字姥神町江差港船潤第一岸壁</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>備考</p> <p>1 本表により積算された合計額に100分の105を乗じて得た額とし、その金額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>

江差町漁村センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表(第7条関係)</p> <p>江差町漁村センター使用料</p> <p>【別記1-1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。(ただし、拡声器一式を除く。)</p> <p>2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</p> <p>3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</p> <p>4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。</p> <p>5 外来船員のための和室等の使用に係る使用料金については、別に町長が定める。</p> <p>6 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</p>	<p>別表(第7条関係)</p> <p>江差町漁村センター使用料</p> <p>【別記1-1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。(ただし、拡声器一式を除く。)</p> <p>2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</p> <p>3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</p> <p>4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。</p> <p>5 外来船員のための和室等の使用に係る使用料金については、別に町長が定める。</p> <p>6 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</p>

【別記1-1】

改正後

室名		1時間当たり
会議室	会議室	1,250円
	拡声器一式	200円
実習室		940円
漁民娯楽室		310円
その他の研修室		200円
和室一室につき		310円

改正前

室名		1時間当たり
会議室	会議室	1,200円
	拡声器一式	200円
実習室		900円
漁民娯楽室		300円
その他の研修室		200円
和室一室につき		300円

江差町都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(占用料)</p> <p>第13条 法第6条第1項の規定により、占用の許可を受けた者は、別表第4に掲げる占用料を納付しなければならない。ただし、<u>占有の期間が1月に満たない場合にあっては、別表第4に掲げる占用料に100分の110を乗じて得た額を占用料とする。</u></p> <p>別表第4（第13条関係）「都市公園を占有する場合」</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p><u>1 占有の期間が1年未満のときは月割計算し、1年未満の端数があるときは1月として計算する。</u></p>	<p>(占用料)</p> <p>第13条 法第6条第1項の規定により、占用の許可を受けた者は、別表第4に掲げる占用料を納付しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>別表第4（第13条関係）「都市公園を占有する場合」</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正後

区分		単位	金額
電柱		1本1年につき	1,060円
電線		1メートル1年につき	80円
変圧塔		1基1年につき	790円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径0.2m未満	1メートル1年につき	80円
	外径0.2m以上0.4m未満のもの	1メートル1年につき	160円
	外径0.4m以上1.0m未満のもの	1メートル1年につき	400円
	外径1.0m以上のもの	1メートル1年につき	790円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で、地下に設けられるもの又は高架のもの		1平方メートル1年につき	400円
郵便差出箱及び信書差出箱		1個1年につき	320円
公衆電話所、天体、気象又は土地の視測施設		1平方メートル1年につき	790円
競技会、集会、展示会、博覧会その他		1平方メートル1年につき	70円

他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物			
標識		1平方メートル1年につき	790円
工用板囲い、足場、詰所その他の工用施設、土木、竹木、かわらその他の工用材料		1平方メートル1年につき	210円

改正前

区分		単位	金額
電柱		1本1年につき	1,060円
電線		1メートル1年につき	80円
変圧塔		1基1年につき	790円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径0.2m未満	1メートル1年につき	80円
	外径0.2m以上0.4m未満のもの	1メートル1年につき	160円
	外径0.4m以上1.0m未満のもの	1メートル1年につき	400円
	外径1.0m以上のもの	1メートル1年につき	790円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で、地下に設けられるもの又は高架のもの		1平方メートル1年につき	400円



郵便差出箱及び信書差出箱		1個1年につき	320円
公衆電話所、天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル1年につき	790円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		1平方メートル1年につき	70円
標識		1平方メートル1年につき	790円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設、土木、竹木、かわらその他の工事用材料		1平方メートル1年につき	210円

江差町会所会館条例新旧対照表

改正後		改正前																	
江差町会所会館条例 第1条以下略 附則（略） 別表（第4条関係）		江差町会所会館条例 第1条以下略 附則（略） 別表（第4条関係）																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">室名</th> <th>1時間当たりの使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多目的ホール</td> <td>全室使用</td> <td><u>1,360円</u></td> </tr> <tr> <td>部分使用1/2</td> <td><u>620円</u></td> </tr> </tbody> </table>		室名		1時間当たりの使用料金	多目的ホール	全室使用	<u>1,360円</u>	部分使用1/2	<u>620円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">室名</th> <th>1時間当たりの使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多目的ホール</td> <td>全室使用</td> <td><u>1,300円</u></td> </tr> <tr> <td>部分使用1/2</td> <td><u>600円</u></td> </tr> </tbody> </table>		室名		1時間当たりの使用料金	多目的ホール	全室使用	<u>1,300円</u>	部分使用1/2	<u>600円</u>
室名		1時間当たりの使用料金																	
多目的ホール	全室使用	<u>1,360円</u>																	
	部分使用1/2	<u>620円</u>																	
室名		1時間当たりの使用料金																	
多目的ホール	全室使用	<u>1,300円</u>																	
	部分使用1/2	<u>600円</u>																	
備考（略）		備考（略）																	

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(使用料の算定方法等) 第29条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に掲げる額とする。			(使用料の算定方法等) 第29条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に掲げる額とする。		
	基本料金（1月につき）			基本料金（1月につき）	
	水量	料金	種別	水量	料金
一般用	立方メートル 8	円 1,672	一般用	立方メートル 8	円 1,641
公衆浴場用	1立方メートルにつき 103円		公衆浴場用	1立方メートルにつき 101円	
	超過料金			超過料金	
		基本水量を超える 1立方メートルにつき 209円			基本水量を超える 1立方メートルにつき 205円

江差港湾センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(利用区分) 第3条 港湾センターの利用区分を次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (削除) (使用料) 第6条 第4条の規定により、使用の承認を受けた者は、 <u>江差町行政財産使用料条例（平成16年条例第5号）</u> 第3条の規定により算出した額を納めなければならない。 2 (略)  【別記1 参照】	(利用区分) 第3条 港湾センターの利用区分を次のとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 2階休憩施設</u> (使用料) 第6条 第4条の規定により、使用の承認を受けた者は、 <u>別表に定める使用料を納めなければならない</u> _____。 2 (略) <u>別表（第6条関係）</u> <u>2階休憩施設使用料</u> 【別記1 参照】 <u>備考</u> <u>1 暖房を使用している期間は、使用料の3割増しとする。</u> <u>2 1時間未満は1時間とし、1時間を超える端数については30分以上を1時間とみなす。</u> <u>3 上記のほか、電気、ガス及び水道を多量に使用する場合は、その実費を徴収する。</u> <u>4 営利を目的とする使用についての使用料金は、町外業者については10割増し、町内業者については5割増しとする。</u> <u>5 前各号により算出された合計額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。</u>

【別記1】

改正後

(削除)

改正前

室名	1時間当たり
大休憩室	700円
小休憩室	300円

江差町給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表第1 (第27条関係)					別表第1 (第27条関係)				
給水装置の種類	基本料金 (1ヶ月につき)		基本水量		水道料金			備考	
	口径別基本料金	円	口径別基本水量	基本水量の分	家庭用	家庭用・一般用	公衆浴場用		
専用	ミリメートル	円	m <sup>3</sup>	無料	円	円	円	円	<p>1 家庭用は一般家庭において生活用に水道を使用するものに適用する。ただし、1個の水道メータにより家庭用以外の用途と併用するものについては、使用量15立方メートル以下の分を家庭用とみなす。</p> <p>2 基本料金1,917円の区画には、家庭用の口径13ミリメートルで、過去6ヶ月の1ヶ月当たり平均使用量が5立方メートル以下のものに適用する。ただし、過去6ヶ月の1ヶ月当たり平均使用量が6立方メートル以上になったときは、基本料金2,434円の区画とする。</p> <p>3 一般用は、家庭用及び公衆浴場用以外のものに適用する。</p> <p>4 料金は基本料金と水量料金との合計額とする。(消費税込料金)</p>
	口径13	1,917	5		275	396	456	150	
		2,479	8						
	口径20	3,193							
	口径25	5,083							
	口径40	11,928	10						
	口径50	29,544	20						
	口径75	42,319	25						
	口径100	60,813	35						
	浴場用	3,193	8						
共用	共用栓	1,917							
専用	ミリメートル	円	m <sup>3</sup>	無料	円	円	円	円	<p>1 家庭用は一般家庭において生活用に水道を使用するものに適用する。ただし、1個の水道メータにより家庭用以外の用途と併用するものについては、使用量15立方メートル以下の分を家庭用とみなす。</p> <p>2 基本料金1,882円の区画には、家庭用の口径13ミリメートルで、過去6ヶ月の1ヶ月当たり平均使用量が5立方メートル以下のものに適用する。ただし、過去6ヶ月の1ヶ月当たり平均使用量が6立方メートル以上になったときは、基本料金2,434円の区画とする。</p> <p>3 一般用は、家庭用及び公衆浴場用以外のものに適用する。</p> <p>4 料金は基本料金と水量料金との合計額とする。(消費税込料金)</p>
	口径13	1,882	5		270	388	448	147	
		2,434	8						
	口径20	3,135							
	口径25	4,990							
	口径40	11,711	10						
	口径50	29,007	20						
	口径75	41,549	25						
	口径100	59,707	35						
	浴場用	3,135	8						
共用	共用栓	1,882							

改 正 後		改 正 前	
別表第2 (第27条関係)		別表第2 (第27条関係)	
量水器の口径	1個1ヶ月の使用料	量水器の口径	1個1ヶ月の使用量
13ミリメートル	55円	13ミリメートル	54円
20ミリメートル	104円	20ミリメートル	102円
25ミリメートル	110円	25ミリメートル	108円
40ミリメートル	216円	40ミリメートル	212円
50ミリメートル	312円	50ミリメートル	306円
別表第4 (第34条関係)		別表第4 (第34条関係)	
量水器の口径	加入金の額	量水器の口径	加入金の額
13ミリメートル	50,994円	13ミリメートル	50,067円
20ミリメートル	77,836円	20ミリメートル	76,420円
25ミリメートル	214,734円	25ミリメートル	210,830円
40ミリメートル	697,887円	40ミリメートル	685,198円
50ミリメートル	1,036,086円	50ミリメートル	1,017,248円
75ミリメートル	管理者が別に定める	75ミリメートル	管理者が別に定める
100ミリメートル	管理者が別に定める	100ミリメートル	管理者が別に定める

## 超過勤務の上限等に関する措置について

### 超過勤務命令の上限

・原則として1ヶ月について45時間かつ1年について360時間の範囲内（他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては、1ヶ月について100時間未満、1年について720時間かつ2～6ヶ月平均80時間等の範囲内）で、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

### 上限時間の特例・要因の整理分析等

- ・大規模災害への対処等の重要な業務であって、特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員又は従事していた職員に対しては、上限時間を超えて超過勤務を命ずることができる。
- ・上限時間を超えて超過勤務を命じた場合には、その要因の整理、分析及び検証を行うものとする。

### 健康確保措置の強化・職員の超過勤務時間の適切な把握

- ・職員に1ヶ月について100時間以上又は2～6ヶ月平均で80時間を超える超過勤務を命じた場合には、本人からの申し出がなくとも当該職員に対して医師による面接指導を行うものとする。
- ・疲労の蓄積が認められる職員からの申し出により、医師の面接指導を行うことが義務となる超過勤務時間を1ヶ月について100時間超から80時間超に引き下げる。
- ・職員の超過勤務について、その年月日、職員の氏名及び当該日の超過勤務時間数を記録するものとする。

### 産業医（健康管理医）の機能強化

- ・産業医の職務の明確化、産業医の業務内容等の周知、長時間勤務を行った職員に係る情報提供等について、措置を講ずる。

（施行日 平成31年4月1日）

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の</u> <u>時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>



## 江差町職員の自己啓発等休業に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3) 学校教育法第108条に規定する短期大学</p> <p>(4) 前3号に掲げる教育施設に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)</p> <p>(5) 学校教育法第124条に規定する専修大学であつて、同法第125条に規定する専門課程を置くもの(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(奉仕活動)</p> <p>第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第57条に規定する専攻科及び同法第62条に規定する大学院を含む。)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第68条の2第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 前2号に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)</p> <p>(4) 前各号に準ずるものとして町長が定める教育施設</p> <p>(奉仕活動)</p> <p>第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</p>

江差町職員の自己啓発等休業に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第1.3条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>	<p>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第1.3条第1項第3号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>

## 江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、<u>修了した後</u>)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) ～ (8) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、<u>修了した後</u>)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、<u>修了した者</u>)については6年以上、同項第4号に規定する</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学____若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後____、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) ～ (8) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後____、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者____については6年以上、同項第4号に規定する</p>

江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科学目並びにこれらに相当する学科学目以外の学科学目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。第4号において同じ。）については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科学目又は前号に規定する学科学目に相当する学科学目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p>	<p>学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科学目並びにこれらに相当する学科学目以外の学科学目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者</p> <p>については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科学目又は前号に規定する学科学目に相当する学科学目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者</p> <p>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) (略)</p>

江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格したものであつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格に関する条例第3条第8項の規定の適用について、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</p>	

## 江差町国民健康保険条例の一部改正の概要

改正条項等	改正概要
○ 第3条 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)	<b>1 国民健康保険税率の改正</b> 基礎課税額に係る所得割額の税率の改正 ・ 現行 100分の7.14 ⇒ 改正後 100分の7.18 (+0.04)
○ 第4条 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)	<b>2 国民健康保険税率の改正</b> 基礎課税額に係る均等割額の税率の改正 ・ 現行 19,800円 ⇒ 改正後 20,100円 (+300円)
○ 第5条 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)	<b>3 国民健康保険税率の改正</b> 基礎課税額に係る平等割額の税率の改正 ・ 一般 32,000円 ⇒ 31,800円 (▲200円) ・ 特定世帯 16,000円 ⇒ 15,900円 (▲100円) ・ 特定継続 24,000円 ⇒ 23,850円 (▲150円)
○ 第6条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)	<b>4 国民健康保険税率の改正</b> 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率改正 ・ 現行 100分の2.40 ⇒ 改正後 100分の2.46 (+0.06)
○ 第7条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	<b>5 国民健康保険税率の改正</b> 後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額の税率の改正 ・ 現行 6,600円 ⇒ 改正後 6,800円 (+200円)
○ 第7条の2 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)	<b>6 国民健康保険税率の改正</b> 後期高齢者支援金等課税額に係る平等割額の税率の改正 ・ 一般 10,800円 ⇒ 10,700円 (▲100円) ・ 特定世帯 5,400円 ⇒ 5,350円 (▲50円) ・ 特定継続 8,100円 ⇒ 8,025円 (▲75円)



改正条項等	改正	概要	要
○ 第8条 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	<b>7 国民健康保険税率の改正</b> 介護納付金課税額に係る所得割額の税率の改正 ・現行 100分の1.88 ⇒ 改正後 100分の2.08 (+0.20)		
○ 第9条 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)	<b>8 国民健康保険税率の改正</b> 介護納付金課税額に係る均等割額の税率の改正 ・現行 6,400円 ⇒ 改正後 7,400円 (+1,000円)		
○ 第9条の2 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)	<b>9 国民健康保険税率の改正</b> 介護納付金課税額に係る平等割額の税率の改正 ・現行 7,800円 ⇒ 改正後 8,700円 (+900円)		
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	<b>10 国民健康保険税率の改正にあわせた減額改正</b> 税率改正による額変更に伴う、保険税軽減率による均等割及び平等割から軽減する額を変更 ・第1号(7割軽減) ■基礎課税額 ■後期高齢者支援金等課税額 ■介護納付金課税額 ■第2号(5割軽減) ■基礎課税額 ■後期高齢者支援金等課税額	均等割 13,860円 ⇒ 14,070円 平等割 22,400円 ⇒ 22,260円 (特定世帯) 11,200円 ⇒ 11,130円 (特定継続) 16,800円 ⇒ 16,695円 均等割 4,620円 ⇒ 4,760円 平等割 7,560円 ⇒ 7,490円 (特定世帯) 3,780円 ⇒ 3,745円 (特定継続) 5,670円 ⇒ 5,617円 均等割 4,480円 ⇒ 5,180円 平等割 5,460円 ⇒ 6,090円 均等割 9,900円 ⇒ 10,050円 平等割 16,000円 ⇒ 15,900円 (特定世帯) 8,000円 ⇒ 7,950円 (特定継続) 12,000円 ⇒ 11,925円 均等割 3,300円 ⇒ 3,400円 平等割 5,400円 ⇒ 5,350円	

改正条項等	改正概要	概要
	<p>■ 介護納付金課税額</p> <p>均等割 ⇒ 3,200円 ⇒ 3,700円            平等割 ⇒ 3,900円 ⇒ 4,350円</p> <p>■ 基礎課税額</p> <p>均等割 ⇒ 3,960円 ⇒ 4,020円            平等割 ⇒ 6,400円 ⇒ 6,360円</p> <p>・第3号(2割軽減)</p> <p>■ 後期高齢者支援金等課税額</p> <p>均等割 ⇒ 1,320円 ⇒ 1,360円            平等割 ⇒ 2,160円 ⇒ 2,140円</p> <p>■ 介護納付金課税額</p> <p>均等割 ⇒ 1,280円 ⇒ 1,480円            平等割 ⇒ 1,560円 ⇒ 1,740円</p>	<p>(特定世帯) 2,700円 ⇒ 2,675円            (特定継続) 5,400円 ⇒ 4,012円</p> <p>3,200円 ⇒ 3,700円            3,900円 ⇒ 4,350円</p> <p>3,960円 ⇒ 4,020円            (一般) 6,400円 ⇒ 6,360円            (特定世帯) 3,200円 ⇒ 3,180円            (特定継続) 4,800円 ⇒ 4,770円</p> <p>1,320円 ⇒ 1,360円            (一般) 2,160円 ⇒ 2,140円            (特定世帯) 1,080円 ⇒ 1,070円            (特定継続) 1,620円 ⇒ 1,605円</p> <p>1,280円 ⇒ 1,480円            1,560円 ⇒ 1,740円</p>

# 平成31年度江差町国民健康保険税率の算定について

## 1. 平成31年度国民健康保険事業納付金

	平成30年度	平成31年度	増減
納付金確定額	211,602,520	207,310,264	-4,292,256
医療分	150,512,884	148,861,285	-1,651,599
一般分	150,093,506	148,811,897	-1,281,609
退職分	419,378	49,388	-369,990
支援金分	46,372,879	44,161,723	-2,211,156
一般分	46,233,053	44,145,245	-2,087,808
退職分	139,826	16,478	-123,348
介護分（退職分含む）	14,716,757	14,287,256	-429,501

## 2. 平成31年度国保必要保険税額及び必要賦課額

	平成30年度	平成31年度	増減	
医療分	納付金額	150,093,506	148,811,897	-1,281,609
	(+) 調整	16,281,000	14,242,000	-2,039,000
	(-) 調整	44,525,874	47,367,133	2,841,259
	必要保険税額	121,848,632	115,686,764	-6,161,868
	標準収納率	97.01%	97.28%	0.27%
支援金分	必要賦課額	125,604,198	118,921,427	-6,682,771
	納付金額	46,233,053	44,145,245	-2,087,808
	(+) 調整	0	0	0
	(-) 調整	5,022,486	5,065,259	42,773
	必要保険税額	41,210,567	39,079,986	-2,130,581
介護分	標準収納率	97.05%	97.34%	0.29%
	必要賦課額	42,463,232	40,147,921	-2,315,312
	納付金額	14,716,757	14,287,256	-429,501
	(+) 調整	36,502	4,676	-31,826
	(-) 調整	1,769,267	1,825,935	56,668
合計	必要保険税額	12,983,992	12,465,997	-517,995
	標準収納率	96.22%	96.54%	0.32%
	必要賦課額	13,494,068	12,912,779	-581,289
	納付金額	211,043,316	207,244,398	-3,798,918
	(+) 調整	16,317,502	14,246,676	-2,070,826
合計	(-) 調整	51,317,627	54,258,327	2,940,700
	必要保険税額	176,043,191	167,232,747	-8,810,444
	必要賦課額	181,561,498	171,982,127	-9,579,371

- 必要保険税額に対する税率の算定は退職分を除く一般分により算定
- 「納付金額」は北海道に納付する国保事業費納付金の額
- 「(+)調整」は町の保健事業や特定検診に要する経費。「(-)調整」は国や道の交付金や過年度保険税収納分等の控除対象経費
- 「必要保険税額」は国民健康保険税として収納が必要な額
- 「必要賦課額」は必要保険税額に標準収納率により算定した賦課総額

### 3. 平成31年度国保税率

納付金通知から算定された必要賦課額を基に、平成31年度の推計世帯数及び被保険者数、収納率調整を行った必要賦課額から、昨年同様に応益・応能比率により算定

昨年度と比較し必要賦課額が減となったが、世帯数及び被保険者の減少率により1人あたりの負担が若干増となり税率が上がる結果となった。

		平成30年度	平成31年度	比較
医療分	所得割	7.14%	7.18%	0.04%
	均等割	19,800	20,100	300
	平等割	32,000	31,800	-200
支援金分	所得割	2.40%	2.46%	0.06%
	均等割	6,600	6,800	200
	平等割	10,800	10,700	-100
介護分	所得割	1.88%	2.08%	0.20%
	均等割	6,400	7,400	1,000
	平等割	7,800	8,700	900
医療+支援金分	所得割	9.54%	9.64%	0.10%
	均等割	26,400	26,900	500
	平等割	42,800	42,500	-300
医療分	所得割	11.42%	11.72%	0.30%
	均等割	32,800	34,300	1,500
	平等割	50,600	51,200	600

■ 応能・応益の配分比率は昨年度同様に「44：56」の比率により積算

区分		配分比率	説明
応能	所得割	44	世帯に属する被保険者の前年の所得額に税率をかけて積算 被保険者1人あたりの税額
	均等割	28	
応益	均等割	56	加入世帯1世帯あたりのの税額
	平等割	28	

### 4. 賦課限度額の見直し

◎ 国保税条例における賦課限度額は基礎課税分(医療分)において、国の基準から4万円乖離  
 ◎ 昨年の国保制度改正に伴い賦課方式を4方式から3方式に変更した際、国の基準にあわせて4万円の引き上げを実施したところであるが、平成30年の法改正による引き上げ分(4万円)については大幅な税率改正による影響を考慮し据え置きしていたもの

◎ 平成31年税制改正大綱において、基礎課税分(医療分)が3万円引上げすることとされたところであり、国の基準との整合性及び中間所得層への負担軽減を図る観点から、乖離分4万円+法改正分3万円の計7万円の引き上げを行うものとする。(支援金、介護分は変更なし)

※ 国民健康保険法施行令は改正済み。地方税法施行令の改正は3月末予定のため法改正後に条例改正の予定

	町条例	現行法令基準	改正後基準
賦課限度額	540,000	580,000	610,000

◎ 限度額引き上げによる影響を受ける世帯は約13世帯(全世帯の1%)

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>1.0</u>分の7.18を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2</u>0,100円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条において</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>1.0</u>分の7.14を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1</u>9,800円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条において</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定期月以後5年を経過する月の翌月から特定期月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>31,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>15,900円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>23,850円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1.00分の2.46</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>6,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,700円</u></p>	<p>同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定期月以後5年を経過する月の翌月から特定期月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>32,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>16,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>24,000円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1.00分の2.40</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>6,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,800円</u></p>



江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) 特定世帯 <u>5, 350円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>8, 025円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.08</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>7, 400円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>8, 700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が540, 000円を超える場合には540, 000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190, 000円を超える場合には190, 000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160, 000円を超える場合には、160, 000円)の合算額とする。</p>	<p>(2) 特定世帯 <u>5, 400円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>8, 100円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.88</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>6, 400円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7, 800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が540, 000円を超える場合には540, 000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190, 000円を超える場合には190, 000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160, 000円を超える場合には、160, 000円)の合算額とする。</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,070円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,260円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>1,130円</u></li> <li>・ 特定継続世帯 <u>1,695円</u></li> </ul> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,760円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,490円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>3,745円</u></li> <li>・ 特定継続世帯 <u>5,617円</u></li> </ul> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人</p>	<p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,860円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,400円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>1,200円</u></li> <li>・ 特定継続世帯 <u>1,680円</u></li> </ul> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,620円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,560円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>3,780円</u></li> <li>・ 特定継続世帯 <u>5,670円</u></li> </ul> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>について <u>5, 180円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>6, 090円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330, 000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、275, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>0, 050円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15, 900円</u></li> <li>・特定世帯 <u>7, 950円</u></li> <li>・特定継続世帯 <u>11, 925円</u></li> </ul> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 400円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>について <u>4, 480円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5, 460円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330, 000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、275, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9, 900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16, 000円</u></li> <li>・特定世帯 <u>8, 000円</u></li> <li>・特定継続世帯 <u>12, 000円</u></li> </ul> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 300円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5, 350円</u></p> <p>・特定世帯 <u>2, 675円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>4, 012円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 700円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4, 350円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4, 020円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 360円</u></p> <p>・特定世帯 <u>3, 180円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>4, 770円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被</p>	<p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5, 400円</u></p> <p>・特定世帯 <u>2, 700円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>5, 400円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 200円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3, 900円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 960円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 400円</u></p> <p>・特定世帯 <u>3, 200円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>4, 800円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,360円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,140円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>1,070円</u></li> <li>・ 特定継続世帯 <u>1,605円</u></li> </ul> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,480円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,740円</u></p>	<p>保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,320円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,160円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>1,080円</u></li> <li>・ 特定継続世帯 <u>1,620円</u></li> </ul> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,280円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,560円</u></p>

江差町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利率) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を<u>除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。</u> (償還等) 第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u> 2・3 (略)</p>	<p>(利率) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を<u>除き年3パーセントとする。</u> (償還等) 第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還 (又は半年賦償還) とする。</u> 2・3 (略)</p>

1. 条例改正理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正が、平成30年6月27日に公布され、平成31年4月1日に施行されることから、法律の改正内容に基づき条例の一部改正

2. 条例改正内容

貸付利率の変更 (現行) 年3パーセント (改正内容) 年3パーセント以内で規則で定める率 (1%)  
償還方法 (現行) 年賦償還又は半年賦償還 (改正内容) 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還



## 公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要

1 施設の名称	名 称：江差追分会館・江差山車会館 所在地：江差町字中歌町 193 番地 3	
2 指定の期間	平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日（5 年間）	
3 指定管理者の候補者	団体名：株式会社 舞台派遣 住 所：江差町字豊川町 1 5 0 番地	
4 募集方法	公 募	非公募
5 管理業務内容	(1) 追分会館、山車会館の維持及び管理に関すること。 (2) 追分会館、山車会館観覧料の収受に関すること。 (3) 来館者の対応に関すること。また、これらの業務に付随する業務。 (4) 追分会館の舞台管理に関すること。 (5) 追分会館の使用の許可申請に関すること。 (6) 自主事業の実施に関すること。	
6 指定管理料参考額	1 5 2 , 1 4 6 , 0 0 0 円 ＜単年度指定管理料＞ 平成 3 1 年度 3 0 , 1 9 0 , 0 0 0 円 平成 3 2 年度～平成 3 5 年度 3 0 , 4 8 9 , 0 0 0 円	
7 審査方式	指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、指定管理者としての適格性を有していると判断した上で、申請者を指定管理者の候補者として選定した。	
8 選定委員会委員名	副町長、教育長、総務課長、まちづくり推進課長、財政課長、追分観光課長、産業振興課長、社会教育課長	
9 審査経過	平成31年1月 8日 第 1 回選定委員会 (選定方法及び募集要項の確認) 平成31年1月22日 現地説明会 平成31年2月 4日～8日 公募開始(町掲示板、町ホームページ掲載) 平成31年2月 8日 応募者より申請書類を受理 平成31年2月13日 指定管理に係る審査及び聞き取り調査実施 (応募者より指定管理に関する説明、選定委員より聞き取り調査を実施) 平成31年2月15日 第 2 回選定委員会 (応募者の審査及び検討の結果、各委員合意により指定管理者として選定)	
10 委員会意見	当該団体は、平成 22 年度以降、対象施設の運営を受託し、指定管理者として管理運営を行ってきた実績がある。 この間、効率的かつ効果的な施設の維持管理はもちろん、観光客及び施設利用者へのおもてなしとサービスの充実に努めるとともに、地域住民に愛着を持ってもらえる施設としていくための自主事業の企画運営など、町が目指す姿に寄り添っていることが評価されるものである。	

## 公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要

1	施設の名称	名称：江差町文化会館 所在地：江差町字茂尻町71番地
2	指定の期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日（5年間）
3	指定管理者の候補者	団体名：株式会社 舞台派遣 住所：江差町字豊川町150番地5
4	募集方法	公募 非公募
5	管理業務内容	(1)文化会館の使用の許可申請に関する業務 (2)文化会館条例第1項前段に掲げる事業の計画及び実施に関する業務 (3)文化会館の維持管理に関する業務 (4)上記に掲げるもののほか、これらの業務に付随する業務 (5)自主事業に実施に関する業務
6	指定管理料参考額	(5年間) 162,048,000円 (平成31年度32,080,000円、平成32～35年度32,492,000円)
7	審査方式	指定管理者選定委員会において、応募者から提出された申請書類の審査及び聞き取りを実施した後、採決を行い、指定管理者としての適格性を有していると判断したため、応募者を指定管理者の候補者として選定した。
8	選定委員会委員名	副町長、教育長、総務課長、まちづくり推進課長、財政課長、 追分観光課長、産業振興課長、社会教育課長
9	審査経過	平成31年1月8日 第1回選定委員会 (選定方法及び募集要項の確認) 平成31年1月22日 現地説明会 平成31年2月4日～8日 公募開始 (町掲示板、町ホームページ掲載) 平成31年2月8日 応募者より申請書類を受理 平成31年2月13日 指定管理に係る審査及び聞き取り調査実施 (応募者より指定管理に関する説明、選定委員より聞き取り調査を実施) 平成31年2月15日 第2回選定委員会 (応募者の審査及び検討の結果、各委員合意により指定管理者として選定)
10	委員会意見	応募者は、平成22年に江差町文化会館の運営を受託し、平成23年度からは指定管理者として管理運営を行ってきた実績がある。その間、創意工夫と自主努力により効率的な維持管理と運営に努めてきた姿勢が窺われ、指定管理者としての適格性を有していると認められる。 また、自主事業計画で「思い出づくり」の場所として活用する計画など、文化会館の利用促進を期待し評価するものである。

## 公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要

1	施設の名称	名 称：江差町漁船上架施設 所在地：江差町字中歌町 196 番地	
2	指定の期間	平成31年4月1日から平成35年3月31日（4年間）	
3	指定管理者の候補者	団体名：株式会社檜山造船公社 住 所：江差町字中歌町 196 番地	
4	募集方法	公 募	非公募
5	管理業務内容	(1)沿岸漁船上架及び造修事業 (2)施設及び設備の維持管理業務 (3)施設の利用許可に関する業務	
6	指定管理料参考額	4, 806, 000円	
7	審査方式	指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、指定管理者としての適格性を有していると判断した上で、申請者を指定管理者の候補者として選定した。	
8	選定委員会委員名	副町長、教育長、総務課長、まちづくり推進課長、財政課長、追分観光課長、産業振興課長、社会教育課長	
9	審査経過	平成31年1月8日 第1回選定委員会 ・選定方法の確認 平成31年2月7日 申請者より申請書を受理 平成31年2月15日 第2回選定委員会 ・申請書の審査及び申請者についての検討の結果、各委員合意により指定管理者として選定	
10	委員会意見	施設管理のため設立した法人であり、12年間（3サイクル）の管理運営実績を踏まえた中で、今後も施設の適切な維持管理が期待される。	

## 公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要

1 施設の名称	名 称：江差町漁村センター 所在地：江差町字姥神町 157 番地 1	
2 指定の期間	平成31年4月1日から平成35年3月31日（4年間）	
3 指定管理者の候補者	団体名：江差青果卸売市場株式会社 住 所：江差町字姥神町 138 番地 1	
4 募集方法	公 募	<input type="checkbox"/> 非公募
5 管理業務内容	(1)施設及び設備の維持管理業務 (2)施設の利用許可に関する業務	
6 指定管理料参考額	1, 128, 000円	
7 審査方式	指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、指定管理者としての適格性を有していると判断した上で、申請者を指定管理者の候補者として選定した。	
8 選定委員会委員名	副町長、教育長、総務課長、まちづくり推進課長、財政課長、 追分観光課長、産業振興課長、社会教育課長	
9 審査経過	平成31年1月8日 第1回選定委員会 ・選定方法の確認 平成31年2月8日 申請者より申請書を受理 平成31年2月15日 第2回選定委員会 ・申請書の審査及び申請者についての検討の結果、各委員合意により指定管理者として選定	
10 委員会意見	江差町漁村センターの設置目的をよく熟知し、12年間（3サイクル）の管理運営実績を踏まえた中で、利用者側に立ってのサービス提供等、顕著な努力が垣間見られることから、今後も施設の適切な維持管理が期待される。	

## 公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要

1 施設の名称	名 称：江差港マリーナ 所在地：江差町字姥神町 1 番地 10	
2 指定の期間	平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日（4 年間）	
3 指定管理者の候補者	団体名：一般財団法人開陽丸青少年センター 住 所：江差町字姥神町 1 番地 10	
4 募集方法	公 募	<span style="border: 1px solid black;">非公募</span>
5 管理業務内容	(1) 青少年の健全育成を基本とする海洋の自然等を活かした各種の事業の実施及び支援等 ・帆船、マリーナ体験と歴史学習事業等 ・ヨット活動の支援等各種大会への協力 (2) 施設及び設備の維持管理業務 (3) 施設の利用許可に関する業務	
6 指定管理料参考額	特に徴しません。	
7 審査方式	指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、指定管理者としての適格性を有していると判断した上で、申請者を指定管理者の候補者として選定した。	
8 選定委員会委員名	副町長、教育長、総務課長、まちづくり推進課長、財政課長、追分観光課長、産業振興課長、社会教育課長	
9 審査経過	平成31年1月8日 第1回選定委員会 ・選定方法の確認 平成31年2月6日 申請者より申請書を受理 平成31年2月15日 第2回選定委員会 ・申請書の審査及び申請者についての検討の結果、各委員合意により指定管理者として選定	
10 委員会意見	江差港マリーナの設置目的と団体の活動内容が合致していること。また、12 年間（3 サイクル）の管理運営実績を踏まえた中で、利用者側に立ってのサービスの提供等、顕著な努力が垣間見られることから、今後も施設の適切な維持管理が期待される。	

## 公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要

1	施設の名称	名 称：江差町歴史的まちなみ交流会館壱番蔵 所在地：江差町字姥神町42番地3	
2	指定の期間	平成31年4月1日から平成35年3月31日（4年間）	
3	指定管理者の候補者	団体名：江差町歴まち商店街協同組合 住 所：江差町字橋本町85番地	
4	募集方法	公 募	非公募
5	管理業務内容	<p>（1）歴史的まちなみ資源を生かした地域づくりを促進する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いにしえ夢街道</li> </ul> <p>（2）交流を促進する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 語り部の拠点事業</li> </ul> <p>（3）産業の発展と観光の振興に寄与する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チャレンジショップの受入</li> <li>・ 特産品の発掘と実験的な販売</li> </ul> <p>（4）施設及び設備を一般の利用に供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽食喫茶等の営業</li> <li>・ 無料休憩所、公共トイレとして開放</li> </ul>	
6	指定管理料参考額	420,000円	
7	審査方式	指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、指定管理者としての適格性を有していると判断した上で、申請者を指定管理者の候補者として選定した。	
8	選定委員会委員名	副町長、教育長、総務課長、まちづくり推進課長、財政課長 追分観光課長、産業振興課長、社会教育課長	
9	審査経過	<p>平成31年1月8日 第1回選定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選定方法の確認</li> </ul> <p>平成31年2月7日 申請者より申請書を受理</p> <p>平成31年2月15日 第2回選定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書の審査及び申請者についての検討の結果、各委員合意により指定管理者として選定</li> </ul>	
10	委員会意見	同団体は北海道地域文化選奨や国土交通省「手づくり郷土賞」を受賞するなど地域活動が評価され、歴史を活かすまちづくり事業の展開を図っており、団体活動目的と施設の寄附目的が合致していること、さらに4年間の管理運営実績を踏まえた中で、利用者の立場にたった努力が感じられ、今後も施設の適切な維持管理が期待される。	

【平成30年度 国・道への要望等状況一覧】 (平成30年12月1日から平成31年2月28日)

要望団体	要望内容	要望先	備考
南檜山第2次医療圏 構成町	■北海道立江差病院医師派遣要望	・札幌医科大学	1月30日 (要望書提出) (札幌市)
檜山町村会 (江差町)	■特別交付税要望	・北海道	1月31日 (札幌市)



